

# 原子力損害賠償法制主要課題検討会報告書

—在り得べき原子力損害賠償システムについて—

2005 年 5 月

日本エネルギー法研究所

## は し が き

原子力の平和利用に伴って、種々の態様の原子力損害が発生する可能性は、その平和利用の技術が、損害原因の発生の可能性を極力除去する前提のもとに実用化されているとしても（原子力の利用技術については、この考え方は当然のこととして予め組み込まれている）、なお、全く認められないとはいえず、かつ、一度び原子力事故が発生したときは、それによって生ずる原子力損害の規模・結果は、予測を超えて巨大化することが想定されうる。したがって、原子力の平和利用の結果生ずることあるべき原子力損害について、特別な損害賠償制度を確立しておくことは、その平和利用を実現し、促進していくためには、必須のこととされる。そして、その特別な損害賠償制度のもとでは、被害者の損害についての十分かつ確実な賠償ないし補償の確保が要求されることになる。換言すれば、この要求に応える制度を確立することが、原子力の平和利用について、国民の、世論の同意を得るための一つの重要な要素となるといえる。

このような原子力損害に関する損害賠償制度の基本的枠組としては、1950年代に原子力エネルギーの平和的利用が認められ、促進され始めた当初から、無過失責任（または極端な厳格責任）を基礎として、責任を負うべき者の賠償責任負担能力確保・維持のための一定額（通常は下記の責任限度額）までの責任保険の付保強制（または資金的保証の維持強制）を制度化し、さらに、原子力利用技術の提供者に対する製造物責任等の不法行為責任の追及を遮断することによって技術の提供を容易にするために、原子力損害賠償についての責任主体を原子力施設の運営者に限定すること（責任集中）とした上で、原則的には、損害賠償責任を一定の限度額までに制限する（有限責任。わが国の原子力損害賠償法の下では当初から責任制限を認めていない。）形のセットの制度が採用されてきた。

このような基本的枠組は、1960年のパリ条約、1963年のウィーン条約の中にも採り入れられていて、大枠においては、国際的にも共通の仕組みであるといえる（もっとも、アメリカ合衆国のように責任集中を経済的集中の形で組み込んでいる場合もあり、日本、ドイツ、スイス、オーストリアのように責任制限を認めない法制としている国もある）。ただ、このような枠組の中で、責任保険等によって現実に確保させうる措置可能な額は、主として原子力責任保険についての国際的再保険市場における消化能力によって、一定の限度の額に左右される。そして、当初から現実に生ずるかもしれないと予測される総損害額は、その措置可能な限度額で支払うには不十分であると考えられてきたし、1979年のTMI事故、1986年のチェルノブイリ事故等を経験することにより、損害賠償支払備金確保のために、追加的制度が必要であるとの認識が高まってきた。その結果、一方では、チェルノブイリ事故を教訓に、ウィーン条約の責任限度額の引き上げと補完的補償条約の採択とが1997年に実現し、他方、パリ条約についても2004年に責任限度額の引き上げが採択されると同時に、当初からパリ条

約を前提に追加的支払基金の制度を取り入れてきたブラッセル補足条約（1964年）の補償限度額の増額も採択された。さらに、アメリカ合衆国では、原子力責任法制を定めるプライス・アンダーソン法において、原子力事業者の実質的責任負担能力を飛躍的に拡大させる国内法改正（1988年）を実現し、また、ドイツでは国内的に、責任制限を認めないこととし（1985年改正）、さらに、パリ条約、ブラッセル補足条約の枠を超える高額な損害賠償原資の準備のための制度を立ち上げた（最終2002年改正法）。

このような国際的動きの中にあって、わが国の原子力損害賠償法は、昭和36年（1961年）の制定以降、ほぼ10年毎に改正されてきているが、その主たる改正点は、もっぱら損害賠償措置額の引き上げに終始してきている。前回の改正の際にも、ウィーン条約の改正の動向をにらんで、新しい国際的制度との整合性を確保すべき改正の試み（提案）もなされたが、結局実現していない。そのようなときに、1999年にJCO臨界事故を経験することとなって、一方で、現行の損害賠償措置額では制度上不十分ではないかとの認識が生ずるとともに、措置額を超えた損害が生じた場合の国の支援制度のあり方に対する要求が意識され、さらに、損害賠償紛争処理体制の制度的再構築の必要性が提唱される状況になってきた。他方で、遅くとも2008年までには見直し作業を行うべき時期を迎える現行の損害賠償措置制度がこのままで十分なのか、何らかの追加的制度の構築が必要なのではないかとの発想も現実味を帯びてきている。

このような事態に直面して、本研究所は、現行の原子力損害賠償制度における問題点は何か、いかなる方向での制度改善を指向すべきか等について検討するための検討会を設けて、これらの問題点を調査・研究し、在り得べき損害賠償システムについての報告をとりまとめた。この報告書が、今後におけるこの分野の研究及び次期改正立法の準備のために、多少なりとも資することができれば幸甚である。

2005年5月

谷 川 久

原子力損害賠償法制主要課題検討会主査  
日本エネルギー法研究所常務理事・所長  
成蹊大学名誉教授

## 原子力損害賠償法制主要課題検討会名簿

|        |        |                              |
|--------|--------|------------------------------|
| 主 査    | 谷川 久   | 成蹊大学名誉教授                     |
| 研究委員   | 下山 俊次  | 日本原子力発電株式会社 参与               |
| 〃      | 遠藤 哲也  | 財団法人原子力安全研究協会 参与・外務省 参与      |
| 〃      | 能見 善久  | 東京大学大学院教授                    |
| 〃      | 道垣内 正人 | 早稲田大学教授・弁護士                  |
| 〃      | 藤田 友敬  | 東京大学大学院教授                    |
| 〃      | 清水 真希子 | 首都大学東京助教授                    |
| オブザーバー | 鈴木 孝寛  | 東京電力株式会社原子力・立地業務部（法制調査担当）課長  |
| 〃      | 高橋 秀和  | 関西電力株式会社原子力事業部原燃計画グループマネージャー |
| 〃      | 小松 隆   | 海外再処理委員会事務局電力輸送本部本部長補佐       |
| 〃      | 村上 治   | 電気事業連合会原子力部副部長               |
| 研 究 員  | 佐久間 学  | 日本エネルギー法研究所                  |
| 〃      | 小松 直人  | 日本エネルギー法研究所                  |
| 〃      | 加藤 和貴  | 日本エネルギー法研究所                  |
| 〃      | 森本 建成  | 日本エネルギー法研究所（2004年7月まで）       |
| 〃      | 二井 一樹  | 日本エネルギー法研究所（2004年8月から）       |
| 〃      | 川端 正一  | 日本エネルギー法研究所                  |
| 〃      | 古田 典史  | 日本エネルギー法研究所（2004年7月まで）       |
| 〃      | 飯塚 浩敏  | 日本エネルギー法研究所（2004年8月から）       |
| 〃      | 戸田 絢史  | 日本エネルギー法研究所                  |
| 〃      | 立田 祥章  | 日本エネルギー法研究所                  |
| 〃      | 水田 修二  | 日本エネルギー法研究所                  |

※肩書は、特に示さない限り、研究会当時のものである。

## 研 究 活 動 記 録

- 第1回研究会      2004年4月28日  
当検討会設置経緯説明及び今後の検討におけるフリートーキング
- 第2回研究会      2004年5月28日  
ドイツの原子力損害賠償法制について－賠償措置制度を中心に－  
（加藤研究員）
- 第3回研究会      2004年6月21日  
プライス・アンダーソン法の概要について－賠償措置制度を中心に－  
（水田研究員）
- 第4回研究会      2004年7月26日  
原子力損害賠償に係るわが国国内法と国際条約との関係について  
（立田研究員）
- 第5回研究会      2004年9月30日  
Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage Contingent Allocation Actについて  
（加藤研究員）
- 第6回研究会      2004年11月15日  
事故実例からみた損害賠償・補償のあり方について－試論－  
（東京電力株式会社原子力・立地業務部（法制調査担当）課長 鈴木様）
- 第7回研究会      2004年12月24日  
実現可能かつ有効な原子力損害賠償法制度について（飯塚研究員）
- 第8回研究会      2005年1月28日  
原子力損害賠償法制主要課題検討会報告書の骨子について  
（事務局）
- 第9回研究会      2005年4月4日  
原子力損害賠償法制主要課題検討会報告書（案）について  
（事務局）
- 第10回研究会      2005年4月11日  
原子力損害賠償法制主要課題検討会報告書（案）について  
（事務局）

※肩書は、研究会当時のものである。

なお、本報告書の執筆は以下のとおり分担して行った。また、執筆内容については、谷川主査をはじめ検討会研究委員の方々からの監修をいただいている。

I はじめに （東京電力株式会社原子力・立地業務部（法制調査担当）課長 鈴木様）

II 原子力損害賠償法制度のあり方について

II－1 主な検討課題 （水田研究員）

II－2 「原子力損害」の概念 （飯塚研究員）

II－3 原賠法及び外国の原子力損害賠償法制度－損害賠償措置制度を中心に－

(1)・(2) （水田研究員）

(3) （加藤研究員）

II－4 原子力損害紛争処理体制構築の必要性 （加藤研究員）

II－5 国家の支援制度 （水田研究員）

III 原子力損害賠償責任に係る国際条約への批准・加入の際のわが国の課題 （飯塚研究員）

IV おわりに （水田研究員）

# 目 次

|     |                                          |      |    |
|-----|------------------------------------------|------|----|
| I   | はじめに .....                               | 【鈴木】 | 1  |
| II  | 原子力損害賠償法制度のあり方について.....                  |      | 2  |
|     | 1. 主な検討課題.....                           | 【水田】 | 2  |
|     | 2. 「原子力損害」の概念.....                       | 【飯塚】 | 2  |
|     | (1)わが国原賠法上の「原子力損害」の規定.....               |      | 2  |
|     | (2)賠償対象の損害範囲.....                        |      | 3  |
|     | (3)現行法における問題点.....                       |      | 3  |
|     | 3. 原賠法及び外国の原子力損害賠償法制度－損害賠償措置制度を中心に－..... |      | 8  |
|     | (1)現行法.....                              | 【水田】 | 8  |
|     | (2)アメリカにおける原子力損害賠償法制度.....               |      | 10 |
|     | (3)ドイツにおける原子力損害賠償法制度.....                | 【加藤】 | 16 |
|     | 4. 原子力損害紛争処理体制構築の必要性.....                | 【加藤】 | 21 |
|     | (1)紛争処理の集中化・手続の統一化の必要性.....              |      | 21 |
|     | (2)紛争処理の実務において要請される課題.....               |      | 22 |
|     | (3)現行の紛争処理体制の問題点（JCO事故を参考に）.....         |      | 24 |
|     | 5. 国家の支援制度.....                          | 【水田】 | 26 |
|     | (1)現行法上の規定.....                          |      | 26 |
|     | (2)現行法における問題点.....                       |      | 27 |
| III | 原子力損害賠償責任に係る国際条約への批准・加入の際のわが国の課題 .....   | 【飯塚】 | 28 |
|     | 1. 原賠諸条約の概要.....                         |      | 28 |
|     | (1)パリ条約（ブラッセル補足条約）とウィーン条約.....           |      | 28 |
|     | (2)ジョイント・プロトコル.....                      |      | 29 |
|     | (3)改正ウィーン条約.....                         |      | 30 |
|     | (4)補完的補償条約.....                          |      | 30 |
|     | (5)改正パリ条約（改正ブラッセル補足条約）.....              |      | 30 |
|     | 2. 原賠諸条約批准・加入にあたり検討すべき課題.....            |      | 31 |
|     | (1)原賠諸条約へ批准・加入する意義.....                  |      | 31 |
|     | (2)検討の視点.....                            |      | 32 |
|     | (3)詳細な検討が必要とされる4つの課題.....                |      | 32 |
|     | 3. 補完的補償条約批准・加入に関する特有の課題.....            |      | 35 |
| IV  | おわりに.....                                | 【水田】 | 36 |

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 【添付資料】 .....                              | 51 |
| 資料No. 1 「原賠法と損害賠償措置」 .....                | 53 |
| 資料No. 2 「原子力損害賠償責任に係る国際条約に係る体系図」 .....    | 55 |
| 資料No. 3 「原子力損害賠償責任に係る国際条約の概要」 .....       | 57 |
| 資料No. 4 「条約及び国内法において規定される責任限度額等一覧表」 ..... | 59 |
| 資料No. 5 「欧米・アジア諸国の原子力損害賠償制度の状況」 .....     | 61 |

なお、本稿において用いる用語の定義や略語の意味については、以下の表に示すとおりとする。(50音順)

| 定義語もしくは略語                                   | 定義内容もしくは正語                                           |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ウィーン条約                                      | 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約<br>(1963 年)                     |
| N R C                                       | 原子力規制委員会 (アメリカ)                                      |
| 改正ウィーン条約                                    | 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約 1997 年改正議定書                     |
| 改正パリ条約                                      | 2004 年議定書により改正された原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約             |
| 改正ブラッセル補足条約                                 | 2004 年議定書により改正された原子力の分野における第三者責任に関する条約についてのブラッセル補足条約 |
| 原子炉等規制法                                     | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律                            |
| 原賠諸条約                                       | 原子力損害賠償責任に係る国際諸条約                                    |
| 原賠法もしくは現行法                                  | 原子力損害の賠償に関する法律                                       |
| 原賠法施行令                                      | 原子力損害の賠償に関する法律施行令                                    |
| ジョイント・プロトコル                                 | ウィーン条約及びパリ条約の適用に関する共同議定書 (1988 年)                    |
| 審査会                                         | 原子力損害賠償紛争審査会                                         |
| 責任限度額                                       | 有限責任制を採用している場合における原子力事業者の損害賠償責任の限度として定められた金額         |
| 責任保険                                        | 原子力損害賠償責任保険                                          |
| 損害賠償措置                                      | 原子力損害を賠償するための措置                                      |
| ドイツ法 (当該法律の改正法については、例えばドイツ 2002 年改正法と記述する。) | 原子力の平和利用及びその危険に対する防護に関する法律 (ドイツ) (1959 年)            |
| D O E                                       | エネルギー省 (アメリカ)                                        |
| 紛争処理体制                                      | 原子力損害紛争処理体制                                          |

|                            |                                                    |
|----------------------------|----------------------------------------------------|
| 賠償措置額                      | 損害賠償措置のため確保が義務づけられた金額                              |
| 賠償措置額徴収システム                | 賠償措置額を徴収するためのシステム                                  |
| パリ条約                       | 原子力の分野における第三者責任に関する<br>パリ条約（1960 年）                |
| P A 法（改正法についてはドイツ法と同様とする。） | プライス・アンダーソン法（アメリカ）<br>（1957 年）                     |
| ブラッセル補足条約                  | 原子力の分野における第三者責任に関する<br>条約についてのブラッセル補足条約（1963<br>年） |
| 補完的補償条約（C S C）             | 原子力損害の補完的補償に関する条約<br>（1997 年）                      |
| 補完的補償条約附属書（C S C 附属書）      | 原子力損害の補完的補償に関する条約附属書<br>（1997 年）                   |
| 保険プール                      | 日本原子力保険プール                                         |
| 補償契約                       | 原子力損害賠償補償契約                                        |
| 補償契約法                      | 原子力損害賠償補償契約に関する法律                                  |
| 補償契約法施行令                   | 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令                               |

## I はじめに

原子力の利用によって、人類は技術によってエネルギーを得るという大きな利点を得た。この利点を十分に活かすためには、利用に伴う事故の対策が必要であることはいうまでもない。事故が発生した場合の被害の大きさを考えると、特に損害賠償制度の観点から、法律によって特別な措置(無過失責任、責任集中、強制損害賠償措置等)を設けることは当然のことと考えられる。

このように一定の事由に起因する損害の賠償について、民法の原則を修正した損害賠償制度を構築する例は多く、例えば、労働基準法、自動車損害賠償法、さらに大気汚染防止法をはじめとする環境関係の立法等が好例である。

ただし、これらの法律、特に環境関係の立法は、先に被害の発生があり、それを如何に救済するか観点から、すなわち、被害者保護の観点から法制度化が進められてきたのに対し、原賠法は「将来の万一の事態を考慮して、予め原子力損害の賠償に関する法制を整備した」ものである<sup>(1)</sup>。これは、原子力の平和利用を行うためには、利用に先立ってその利用の結果から将来生じうるかもしれない被害に対して、万全の措置を講じる必要があるとの認識があったからであると思われ、この点には、原賠法の、将来を考えた予防的な性格が現れている。

近年、その制度の抱える問題がクローズアップされてきた。その問題の詳細については、次章以下で詳細に述べることにし、ここでは、クローズアップの契機について簡単に述べることにする。

一つは、国際的な観点である。1986年に当時のソ連邦ウクライナ共和国で発生したチェルノブイリ原子力発電所の事故は、原子力発電所の事故の影響が1国にとどまらず他国にも及ぶものであることを示し、その解決のためには、国際条約のスキームが必要であるとの認識を人々に深めさせた。このことは、既存の原子力損害賠償におけるパリ条約とウィーン条約という二つの国際条約を連結させ、両条約の普遍性を高めようとする動きを促進させた。結果として、両条約を連結させるジョイント・プロトコルが採択され、1992年に発効した。その上、賠償措置額の引き上げ・拡充を意図して補完的補償条約が1997年採択された。

こうした国際的な動きの中で、わが国においても、これら国際条約への加入、加入に伴って必要となる原賠法の改正事項等について検討が進められてきている。

さらに、国内的な観点としては、1999年、わが国で始めて起こった臨界事故であるJCO事故が代表的なものである。それまでは、原賠法は「将来の万一の事態を考慮」した措置であるとされ、万一の事故は起こらないのではないかと考えられていたのであるが、この願望もJCO事故の前には無残にも砕かれてしまい、実際の損害賠償・補償をどうするかという現実的な課題が与えられ、原賠法の制度的な問題点が浮き彫りにされてきている。

こうした最近の一連の流れを前提としつつ、本報告では、次章以下で、原賠法の抱える問

題点について分析を行うこととする。

## II 原子力損害賠償法制度のあり方について

### 1. 主な検討課題

わが国における原子力損害賠償法制の根幹をなすものとして原賠法がある。この法律には、今後原子力損害賠償法制度をどのように構築あるいは発展させていくかという点から検討すべき様々な課題が存在する。本稿では特に、①「原子力損害」の概念、②わが国と海外における損害賠償措置制度（無限責任、有限責任等）、③原子力損害紛争処理体制の構築、④国家の支援制度の4つの課題について検討を行った。

まず、①に関して、原賠法にも「原子力損害」という規定は存在するが、そこにはいくつかの問題点が潜んでいる。そのため損害賠償対象となる損害を具体的に明示するという観点から「原子力損害賠償責任」における重要な概念である「原子力損害」の定義を中心にその概念を検討する必要がある。

次に、②に関して、海外の原子力損害賠償法制度としてアメリカとドイツで採用している損害賠償措置システムを中心に今後わが国においても参考になる制度に関して検討をする必要があることから、わが国の原賠法に規定されている損害賠償責任制度と損害賠償措置の規定をみるとともに、アメリカ・ドイツそれぞれのシステムの相違を抽出しておくこととする。

また、③に関して、現在、原賠法上「審査会」の設置について定められているが、同法には紛争処理に関する詳細なルールが存在しないため、JCO事故の経験をふまえ、集中・統一化された手続による、迅速・公平な紛争処理の仕組みを検討することとする。このような仕組みは、被害者救済及び原子力事業の健全な発達の両立の点から望ましいことである。

最後に、④に関して、原子力事業者が措置する賠償措置額を超える損害が発生した場合、国は必要に応じて援助を行うことができ、また、免責事由による原子力損害が発生した場合について、国は措置を講じなければならないことが原賠法に規定されているが、そこに潜む課題を洗い出すことは今後のわが国の原子力損害賠償法制度を見直す上でも必要不可欠なことであると考えられる。

以上、4つの点が、今後わが国の原子力損害賠償法制度を実現可能性のある、かつ、有効なものとする際に生ずるであろう検討課題である。したがって、これら4つの課題を中心に以下それぞれ個別に考察を行っていくこととする。

### 2. 「原子力損害」の概念

#### (1) わが国原賠法上の「原子力損害」の規定

原賠法1条では「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定める」と規定し、原子力損害賠償制度が適用となる、原子力損害の生ずる原因となる事象を原子力事故ではなく、「原子炉の運転等」としている。

また、原子力損害賠償制度の対象となり、その下で賠償される原子力損害について、2条2項本文で、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用または核燃料物質等の放射線の作用もしくは毒性的作用（これらを摂取し、または吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」としている。

この規定により、原賠法が適用される損害は、原子力災害等に伴う人的損害（晩発性傷害含む）及び物的損害であると考えられる。

ただし、同条2項但書の規定により、損害賠償責任を負う原子力事業者の受けた損害は「原子力損害」の定義から除外される。

原賠法はもっぱら第三者、殊に一般公衆の受けた損害を填補することを目的としており、事業者自身の物的損害は原子力財産保険によって填補されるのである。立法当初は、事業者自身の被った損害に加えて、その従業員が業務上受けた損害もまた「原子力損害」から除外されていたが、昭和54年の原賠法改正（2条2項但書の一部削除）によって、従業員が被った損害についても原子力損害賠償制度の適用対象とされた<sup>(2)</sup>。

## (2) 賠償対象の損害範囲

原賠法は、「原子力損害」の具体的範囲について何ら明文の規定をもたない。どのような内容の損害が賠償の対象となるかに関しては、一般法である民法の一般原則である不法行為の一般的要件・効果を規定する民法709条の法解釈の通説・判例にいう「相当因果関係」の範囲内にある全ての損害が「原子力損害」として填補の対象とされることとなる<sup>(3)</sup>。

ここにいう「相当因果関係」にある損害とは、通常損害及び特別事情による損害のうち予見可能な損害を意味する（民法416条）。

## (3) 現行法における問題点

### a. 原子力損害の範囲明確化及び具体化の必要性

わが国の原賠法は前述のとおり「原子力事故」に関する規定を有しておらず、「原子力事故」の発生を賠償制度適用の要件とはしていない。「原子力事故」に関する規定をもつ諸外国法や原賠諸条約に比べてやや特異であるといえる<sup>(4)</sup>。

原賠法10条2項の規定を受ける補償契約法3条2号によれば、政府が補償契約により補償する損失の一つとして、「正常運転（政令で定める状態において行われる原子炉の運転等をいう。）によって生じた原子力損害」を掲げている<sup>(5)</sup>ことから、わが国の制度が原子力事故によらずして原子力損害が生じることも想定しているとされる。

しかし、このような場合についてまで原子力損害の対象としてしまうと、例えば、原子力事故発生の恐れがあるとして、周辺住民の緊急避難を実施したにもかかわらず、結果として（その判断が誤りであり）原子力事故が発生しなかったような場合についてまで、避難費用

を原子力損害として原子力損害賠償制度の下で填補しなければならず（もとより、その緊急避難行為が「原子炉の運転等」と相当因果関係にある場合に限られるが）、不合理であるとの指摘がある<sup>(6)</sup>。

しかし、この指摘は明確な誤りである。何となれば、仮に原子力事故が発生しても、原子力損害が発生しなければ損害賠償の対象とはならないし、補償契約法3条2号は、緊急避難費用が原子力損害になるといっているわけではなく、正常運転についても相当因果関係のある「原子力損害」が生じた場合には、そのような原子力損害をカバーするといっているだけである。

ただ、上記のような解釈もあるので、原子炉等の「正常運転」に関わる原子力損害の問題も含めて、原子力事故をわが国法においても原子力損害賠償制度の適用要件とすべきであるかどうかについては今後の検討課題である。

さらに、原賠法の下での原子力損害は、(1)で述べたように放射線等の作用により生じた損害が対象であるが、賠償の対象となる損害を種類分けして典型的に規定していない。具体的に事故が起きた場合に、作用と損害との間の相当因果関係を基礎に個別事例毎に損害の内容が確定され、それに対応する賠償の範囲が決められることになるだろうが、どのような限度があるのかは明確ではなく、被害者と主張する者はあらゆる請求をする可能性がある。それらが損害賠償請求の対象と認められるものかどうかの予測をたてることのできない状況は、被害者にとっても、事業者にとっても、不確定・不安定である。よって、少なくとも、原子力損害の範囲はあらかじめ明確にされておくべきである。

次に、条約の批准・加入の観点から「原子力損害」の定義を具体化することの意義及び必要性について述べる。なお、ここにいう条約とは改正ウィーン条約及び補完的補償条約を想定している。

1997年9月に採択された改正ウィーン条約では、救済対象となる「原子力損害」の定義について、経済的損失、環境回復費用、環境損害に係る逸失利益、防止措置費用、環境損害以外の経済的損失であって管轄裁判所の民事責任一般法において認められるもの、として具体化した。

わが国が仮に条約に批准・加入する場合、法解釈上はこれらを具体化していないわが国原賠法の定義規定においても、これらが相当因果関係内にあると判断される限りにおいて、「原子力損害」として是認され得るものであることからすれば、改正は必要ない。

しかし、「原子力損害」の定義を具体化することの意義及び必要性について、次の二点をあげておきたい<sup>(7)</sup>。

第一に、改正ウィーン条約及び補完的補償条約が「原子力損害」の定義を具体化した趣旨を、締約国間での法律の適用関係を可能な限り統一し、被害国間での被害者救済の公平性を確保しようとするものである、と捉えるならば、わが国もこの趣旨に賛同する旨を法改正に

よって示すことが重要である。

第二に、損害内容の具体化は、裁判所や行政当局における法の適用・運用に簡明な基準を与えることに通じ、裁判や賠償事務において確実かつ円滑・迅速な被害者救済に資することが期待される。加えて、損害内容がより明確になることにより、事業者等においても、損害の初期見積もり等が容易になり、賠償資金の準備やその後の賠償支払い実務が迅速化すること等も期待できる。

#### b. 相当因果関係についての基準定型化の問題

わが国原賠法も、加害者の故意または過失による行為を原因として、加害者自らが賠償責任を負う一般的不法行為と異なり、加害自体の発生に対する直接の故意・過失を要件としない、無過失責任制をとっている。したがって、故意・過失を問わず、加害行為と相当因果関係にある損害であれば、損害賠償対象となる。

また、損害賠償対象となる損害自体が、aで指摘したように、原子力事故に起因するもののみならず、正常運転中に生じた原子力損害も含むものと解釈する余地のある規定となっており、諸外国法や国際条約と比較しても、広範なものとなっている。

このような現行法制度の下、万一、巨大な原子力事故が発生したような場合に、広範な損害について相当因果関係の有無を巡っていくつもの訴訟が提起されることにより、裁判実務に大きな負担を与えてしまうことが懸念され、結果として裁判の長期化につながりかねず、被害者救済の観点からも好ましくない。

このような問題を防ぐためには、相当因果関係の基準の定型化ができれば有効であるが、c、dで述べる晩発性障害や風評被害の扱い等困難な問題があり、現状では、aで述べたように、原子力損害の範囲明確化及び具体化することによらざるを得ない。

#### c. 晩発性障害の問題

原賠法では被害者側に原子力損害の発生原因または事由についての挙証こそ要件とされないが、損害が原子炉の運転等に因ることを証明するのは法律の建前上は被害者にある。その場合、問題となるのは、人体に対する放射線障害の晩発性である<sup>(8)</sup>。

身体傷害に関して起こりうる晩発性については「遅発的障害」と「遺伝的障害」とに区分される。

大量の放射線を被曝することにより発症する「急性障害」については因果関係が明確であると考えられるため、特段問題は生じない。問題は放射線被曝から一定期間経過後、発症する症状で、放射線被曝が遠因となっていると考えられる「遅発的障害」である。癌、白血病等通常の生活を送っていても発症する可能性のある症状が、発症する確率が上昇するという形で出現する。そのためこれらの症状が発症した場合、どこまでが通常生活が原因となる発

症で、どこからが放射線被曝が原因となるのか線引きをすることは非常に困難である。また、「遺伝的障害」は人体の細胞内にある核が放射線被曝により影響を受ける。核の中にある遺伝情報をつかさどる染色体が放射線被曝により破壊、変異すると考えられているためであるが、子孫にどのような影響が発生するのか解明されていない<sup>(9)</sup>。放射線の人体に対する影響については、今後科学的、医学的研究が強く望まれるところである。

前述のとおり、因果関係の挙証責任は原告イコール被害者側にあるのだが、このように病因と発病のメカニズムが現在の医学の水準では十分に解明されていないという場合にまで、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた」という事実を原告が立証することは著しく困難である。

公害訴訟においては、因果関係の立証手段として疫学が大いに活用された。そして、疫学的な因果関係論は蓋然性説（因果関係の挙証責任はなお原告が負担しているが、原告は厳格な証明をする必要はなく、蓋然性を立証すれば足りるとし、被告はこれに対して反証をあげない限り責任を免れないとする説）と結びつけられ、これによって立証責任が軽減されるものと理解された<sup>(10)</sup>。

しかし、疫学的手法を採用するためには、統計学的処理に適するだけの量の資料が集められなければならない。また疫学は集団現象における原因探求方法であるから、集団的にある因子がある疫病の原因だとまではいいえても、非特異性疾患の可能性を考慮すれば、個別の患者の病因がすべてその因子だとはいいきれないのである。しかしながら、ある患者が集団の一員としてその因子の作用を受けている場合には、一応その患者の病因が当該の因子であると推定することはできよう<sup>(11)</sup>。

このように、疫学的手法は因果関係を認定するための経験則の一つとして有用ではあるが、一定の限界があり、疫学的因果関係論のみによって因果関係の立証負担の軽減化がはかれるものではなく<sup>(12)</sup>、疫学も含めて、あらゆる経験則が動員されるべきである<sup>(13)</sup>。

晩発性障害における行為と損害の因果関係をその蓋然性に求めるとしても、放射能の人体に対する影響についての現時点での解明の度合からすれば、問題は複雑であり、被害者保護の観点から、挙証のための補助手段を強制する等法律上の手立てを用意することが必要である。そのことは、事業者にとっても有用であり、放射線の特色による乱訴の防止にも役立つであろう<sup>(14)</sup>。

#### d. 風評被害の問題<sup>(15)</sup>

原子力損害においては、いわゆる風評被害の発生が深刻な問題となる。実際に放射性物質や放射線による汚染や被害が無い場合、あるいはそうしたことが起こらなかった地域であっても、事故を契機とした風評等によって農産物等の買い控えが生じ、深刻な損失に結びつくからである。

風評被害について各種法規制、判例、学説においても確たる定義はなく、損害賠償法体系の中での位置づけを明確にすることは非常に困難である。

原賠法は被害者救済の観点から、有限責任を採用しておらず、その立法過程においても賠償範囲を制限する考え方がとられなかった。また、原子力事故の際に原子力損害として風評被害が生ずることはむしろ通例であると見られることからすると、相当因果関係にある、つまり民法 416 条にいうところの通常損害または予見可能な損害である、と判断されるならば、風評被害による営業損害も原賠法上の損害賠償の対象になるのであるが、どこまでを原賠法の適用される原子力損害とするか、すなわち、相当因果関係が認められるかという問題がある。

ここでは、風評被害についての判断基準が問題となる。風評被害による営業損害は売上の減少が認定されれば一応あると考えなければならない。事故と売上の減少との相当因果関係が認められるかは個々のケースによるが、一般的には場所的限界と時間的限界、さらに原因競合が問題となると考えられる。

場所的限界については、遠隔地での生産については仮に売上減があっても反復性が低いことから設けるものであるが、産地の表示が正確であり、かつ、消費者がそれを信じることが通常と考えられる状況にあることが必要である。また、生鮮食品で場所的な移動範囲がそれほどでないと考えられる農畜水産物については、このような場所的限界を設けることに合理性があろうが、それ以外の場合にこのような場所的限界を設けることができるかには疑問がある<sup>(16)</sup>。

次に、時間的限界については、JCO事故では正確な情報が周知されるために相当の時間が経過した期日を定め、それまでに生じた減収分を損害と認めているが、個別の請求でどこまで認めるかについては、ケースバイケースの判断が必要である。

三点目の原因競合であるが、これには二つの場合が考えられる。まず、問題となるのは売上の減少について事故以外の原因があり、賠償範囲の確定または金銭的評価の際の減額をどうするかという問題である。例えば、事業者の原初行為とそれに続くマスメディアの報道等による影響が競合して、消費行動に変化を及ぼしそれが損害を生じさせた場合に、誰がどのような形で負担すべきであるか。これは、法的には事故発生者であるJCOとマスメディアの間に関連共同性がないと見るのが妥当であることから、民法 709 条による不法行為が併存する形態の「競合的不法行為」と解するのが相当であり、損害賠償責任の配分の問題として処理されることとなる。しかし、マスメディア等の影響がどの程度、元となった臨界事故による損害発生に寄与したか、について特定することは実際問題として困難であると考えられる。

もう一つの問題は、風評被害であること自体に基づく減額をすべきかである。風評被害には事業者の行為と被害者の損害との間に消費者等の第三者の意思の介在があるとみられるか

らである。自主的な出漁停止や収穫停止に伴う売上の減少についての取り扱い、出荷停止等について、売上の減少のみに注目すべきでないことはもちろんであるが、その判断の合理性が問題となる。

以上、風評被害についてどこまでを原賠法の適用される原子力損害とするかということについて判断基準が問題となることを述べたが、このことに関連して最後に二点指摘しておきたい。すなわち、およそ原子力事故が発生していないにもかかわらず、風評により損害が生じた場合には、原賠法上、損害賠償の対象とすべきでないとの主張があること、また、現に原子力事故が発生した場合ですら、損害が発生したと想定するには、あまり合理性のないような遠方で風評により損害が生じたような場合は、原賠法上、損害賠償の対象とすることについて疑問なしとしないとの声があることである。

### 3. 原賠法及び外国の原子力損害賠償法制度－損害賠償措置制度を中心に－

#### (1) 現行法

##### a. 無過失責任原則と責任集中原則

現行法である原賠法は、原子力事業者に対して無過失責任原則と責任集中原則を課すことを定めている。無過失責任原則については、原賠法3条1項において「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変または社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りではない」と規定されており、原子力事業者の免責事由についても併せて規定されている。また、責任集中原則については、原賠法4条1項において「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」と規定されており、原子力事業者に原子力損害に対する賠償責任を集中させている。

このような性質の責任を原子力事業者に課したのは、第一に高度な技術である原子力施設の事故の場合、民法等に定める一般原則にしたがって被害者に原子力事業者側の故意・過失を立証させることを被害者に負わせることは酷だからである。また、万が一損害が発生した場合は、損害賠償請求の相手方を原子力事業者に絞れるという利点を考慮したからであり、同時に原子力事業者の賠償責任の第1次填補者である原子力保険者側からの要請でもあった<sup>(17)</sup>。また、このような損害は、従来の産業災害をはるかに超えるものになる可能性があることや放射線被曝による身体傷害等、損害発生後相当の時間が経過してから生じる遅発性損害があることもその理由としてあげられている<sup>(18)</sup>。さらに、このような性質の責任を採用した最も大きな理由としてあげられるのが、外国からの圧力である。1956年秋に日米原子力協定に基づく細目協定の締結がなされたが、その際、アメリカから濃縮ウランの引渡し後そこから生ずる一切の損害賠償責任についてアメリカ政府を免責するという免責条項の挿入

を強く求められ、1957 年秋にもコールドーホール改良型原子炉の受け入れに伴う日英原子力協定の交渉がなされた際もイギリス政府側から同様の要求があったため、日本はともにこれらを受け入れたのである<sup>(19)</sup>。

また、核燃料物質等の輸送中の原子力損害は、原賠法 3 条 2 項において「前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる」と規定されており、当事者間の特約がない限り、発送人たる原子力事業者に賠償責任が集中されることになる。

さらに、原子力事業者の求償権については、原賠法 5 条 1 項において「第 3 条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する」と規定されており、一定限度の制限がかけられている。

ただし、同条 2 項において「前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない」と規定され、特約により故意のみならず有過失でも求償権を有することが可能であり、これとは反対に、故意がある場合を含め一切の場合において求償権を放棄するという特約も設定することも可能である。

#### b. 無限責任と損害賠償措置

原賠法において、責任限度額は規定されていない。そのため、原子力事業者は、原子力損害に対して法律上無限の損害賠償責任を負うこととなる。しかし、原子力事業者が無限に賠償責任を負うことと実際に支払うことが可能であるかどうかということとは全く別問題である。そのため、原子力事業者は、被害者の保護のため、賠償責任の履行を確保すべく、あらかじめそのための一定資力を確保することが要求されている。このような措置が損害賠償措置 (financial security または, financial protection) である。損害賠償措置については、原賠法 6 条において「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない」と規定されており、損害賠償措置が講じられていなければ原子力事業はできないこととなっている。

損害賠償措置の内容については、原賠法 7 条 1 項前段において「原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結もしくは供託」と規定されている。責任保険は、原賠法 8 条に規定されており、原子力事業者と保険プール加盟の保険会社との間で締結される保険契約である。原子力事業者は、この契約に基づいて保険プール加盟の保険会社に対して保険料を支払っている。

また、補償契約は、原賠法 10 条に規定されており、原子力事業者と政府との間で締結される契約であり、責任保険で補填できない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生

ずる損失を政府が補償する契約である。原子力事業者は、補償契約法に定められた補償料を政府に対して支払っている。このように損害賠償措置として２種類のものが要求される理由は、民間保険である責任保険には保険経済上、技術上からの填補範囲や条件等に限界があるため、被害者保護のためにはそれを何らかの方法で補填しなければならないからである<sup>(20)</sup>。なお、原賠法が同様に認めている供託によって損害賠償措置を講ずる場合、責任保険や補償契約の必要はなく、供託として認められるのは、現金または有価証券の供託である<sup>(21)</sup>。

また、このような損害賠償措置のため確保が義務付けられた金額のことを賠償措置額といい、原賠法７条１項後段において規定されている。現在、賠償措置額は、１工場もしくは１事業所当りもしくは１原子力船当り600億円であるが、原賠法施行令２条により施設あるいは行為内容によって低額の賠償措置額が規定されている。

なお、責任限度額と賠償措置額とが混同して用いられることが多々あるため、これらの相違を明確に認識しておく必要がある。よく無限責任や有限責任という文言が用いられるが、これらは責任限度額の有無、つまり原子力事業者の賠償責任が有限なのか無限なのかを表している。一方、賠償措置額とは、あくまで原子力事業者の賠償責任の履行を確実なものにするために一定の資力を確保するために義務付けられた金額を表しているのである。そのため、責任限度額と賠償措置額とは全く別の内容を表した文言なのであり、必ずしも責任限度額イコール賠償措置額ではないことに留意しておかなければならない。

## (2) アメリカにおける原子力損害賠償法制度

### a. プライス・アンダーソン法の成立経緯と関係機関

アメリカにおける原子力損害賠償法としては、P A法がある。この法律は、改正1954年原子力法の一部改正という形で1957年９月20日に成立し、改正1954年原子力法２条、11条、170条により構成されている。1950年代に、他国との原子力分野での競争が激しくなったため、連邦政府は原子力の国家独占政策を見直し、原子力事業への民間参入を促進し始めたが、その際、原子力事故による被害者の救済に関する「第三者責任（public liability）<sup>(22)</sup>」が問題となり、民間事業者が原子力事業への参入に難色を示したため、民間事業者の原子力分野への参入を促進する措置として原子力事故の際生じる民間事業者の「第三者責任」を一定額で制限し、責任保険等の損害賠償措置を規定する本法を制定した。そのため、P A法は、原賠法と同様、被害者保護と原子力産業の保護育成を２大目的として規定している。この法律は、1957年に10年間の時限立法として成立し、その後何回か改正がなされている。現在のP A法は、1988年に改正されたものである<sup>(23)</sup>。また、この法律に関係する機関として、民間の商用原子力施設や核物質の利用に関する許認可や規制権限を有するN R C及びウラン濃縮や使用済み核燃料の再処理等の連邦政府事業を実施するD O Eが存在している。

## b. 損害の定義

PA法において、様々な条約で規定されているような「原子力損害」に関する定義が存在していない。この法律は、むしろ「原子力事故」を定義し、それに基づく「第三者責任」について言及している。「原子力事故」については、PA法11条q項において「異常原子力事故を含めた合衆国の領域内で生じた事故で、合衆国の領域内または領域外において、原料物質、特定核物質もしくは副産物質の放射性、有毒性、爆発性、その他の危険な性質から生じ、または結果として発生する、身体に係わる権利侵害、疾病もしくは死亡、財産の損失もしくは損害または財産の利用価値の損失をもたらす事故をいう」と規定されている<sup>(24)</sup>。

また、「第三者責任」については、同法11条w項において「原子力事故または予防的避難から生じ、または結果として発生する一切の法的責任（原子力事故または予防的避難に対応する過程において州または州の行政区画が負担した全ての妥当な追加費用を含む）をいう」と規定され、「被補償者（第三者責任を有する者）の財産に対する損害を含むものとする」とも規定されており、一般的に全ての「第三者責任」に適用される。しかし、除外される事項については、同項但書において「(i) 被補償者の使用人であって、原子力事故が発生した活動のサイトにおいて、かつ、かかる活動に関連して雇用されている者が行う州または連邦の労働者災害補償法に基づく請求、(ii) 戦争行為に起因する請求及び(iii) 第170条a項、c項またはk項にいう場合は全て、原子力事故が発生した被許可活動のサイトに所在し、かつ、かかる被許可活動に関連して使用される財産の損失、損害または利用価値の損失に対する請求にかかるものを除く」と規定され、「被補償者の財産が所定の損害賠償措置の条件に基づき対象とされていることを条件とするが、原子力事故が発生した活動のサイトに所在し、かつ、かかる活動に関連して使用されている財産はかかる財産から除く」とも規定されている。つまり、除外される事項として、①現場労働者の損害賠償請求、②戦争行為に起因する損害賠償請求、③現場における資産の損害があげられている。また、④政府が費用を負担する懲罰的損害賠償金も除外される。

## c. 賠償責任における過失の有無に関する原則及び経済的責任集中原則

次に、原賠法では、無過失責任原則と責任集中原則を採用しているが、PA法では、これらの原則とは若干異なる原則を採用している。連邦国家であるアメリカの特徴として、不法行為法分野は伝統的に州法にゆだねられている<sup>(25)</sup>。そのため、PA法自体は、認可施設において原子力事故が発生した場合の賠償責任の法的根拠を定めておらず、同法11条j項に規定されている「異常原子力事故<sup>(26)</sup>」の場合を除いて、責任の原則に関する特別な連邦法規定は存在しない。したがって、原子力事故に対する原子力事業者の賠償責任に関して無過失責任原則を採用するのかどうかは、各州の州法に左右されることになる<sup>(27)</sup>。

また、責任集中原則についても、P A法は、原子力事業者に賠償責任が集中するような法的根拠を定めていないため、請負業者や原子炉の構成部分の供給業者や核物質の運搬者等に対してもその責任が問われる可能性がある。しかし、アメリカでは、原子力事業者が保持を義務づけられている損害賠償措置及びP A法170条c項に規定されている補償契約が、賠償責任を負うその他全ての者に対して有効であるため、実質的に責任集中と変わらない制度を採用している。この方式は、経済的責任集中原則と呼ばれている。そのため、原子力事業者以外の者が賠償責任を負うとの判決が出された場合でも、原子力事業者の損害賠償措置により補償のための資金が供給されることになる。

#### d. 有限責任と損害賠償措置

原子力事業者の損害賠償責任の限度については、P A法170条e項(1)において「o項(1)(D)に基づき支払を許可される争訟費用を含む、1つの原子力事故に対する被補償者の第三者責任総額は、次の額を超えてはならない」と規定され、有限とされている。また、その責任限度額についても、P A法170条e項(1)において、NRC被許可者である原子力事業者やDOEと請負契約を締結している事業者（以下、DOEコントラクターという。）毎に規定されている<sup>(28)</sup>。さらに、このP A法170条e項(1)により、責任限度額は、NRC被許可者である出力10万キロワット以上の原子力発電所を有する原子力事業者の場合、P A法170条b項による原子力事業者が填補する賠償措置額の最大額であり、DOEコントラクターの場合、原子力事業者が填補する賠償措置額のピーク時の最大額と同額と規定されている<sup>(29)</sup>。また、損害賠償措置を要求されるその他のNRC被許可者には、第1次賠償措置額である責任保険にP A法170条c項に基づく国家補償である5億ドルを加えた額、または賠償措置額の合計額が6000万ドルを超える場合上述の5億6000万ドルもしくは賠償措置額の合計額いずれか大きいほうが適用されることになっている。つまり、アメリカでは、責任限度額は賠償措置額と同額であると規定されていることになる。

P A法制定当時、原子力事業への民間参入を促すため、原子力事故によって被る負担不能な損害賠償責任を一定限度で制限する必要が叫ばれたため、1つの原子力事故から生じる原子力事業者の責任は、民間保険業界から得られる最大額の責任保険にこれを超過する際の国家補償を加えた額に制限された。当時の最大保険付保額は6000万ドルであり<sup>(30)</sup>、国家補償額は5億ドルと規定されていたため、当時の責任限度額は5億6000万ドルであった。

しかし、P A法が原子力事業への民間参入保護策に偏っているという原子力産業過保護論や公衆保護拡充論が1966年改正時にすでに論議されており、1975年の改正時にこれらの批判を回避するため、NRCとNRC被許可者による補償契約締結については強行規定だったものを任意規定にするとともに、事業者間相互扶助制度を導入することとなった。この制度は、第1次損害賠償措置である責任保険の上乗せとする第2次損害賠償措置を法制度化したもの

であり、10万キロワット以上の大型動力炉における原子力事故に伴う損害賠償額が、責任保険の限度額を超過した場合、全てのNRC被許可者の原子力事業者に対して1原子炉・1原子力事故当りの保険料を事故発生後遡及して拠出し、損害賠償金の支払いにあてる制度である。1975年改正当時、この1原子炉・1原子力事故当りの遡及保険料は、500万ドルであった。そして、当時の責任限度額である5億6000万ドルとこの第1次損害賠償措置及び第2次損害賠償措置の合計額との差額を国家補償として填補することとなり、原子炉の増加とともに第2次損害賠償措置の賠償措置額が増加することによって国家補償は漸減し、1985年11月に80基目の原子炉の低出力認可を受けた段階でPA法170条c項の補償契約による国家補償が必要なくなった。このような経緯により現在、責任限度額は、第1次損害賠償措置として責任保険で填補される賠償措置額と第2次損害賠償措置として事業者間相互扶助制度で填補される賠償措置額との合計額となったのである。

また、現行法である1988年改正当時、本来であれば、1987年8月1日までの時限立法であったため、それまでに新たな改正法を成立させなければならなかったが、成立させることができずに1988年8月20日に現行法が成立することとなった。その改正審議が手間取った理由として、1979年スリーマイル島原子力発電事故、1986年チェルノブイリ事故をきっかけに連邦議会内でPA法の大幅な賠償措置額の引き上げ議論や高レベル核廃棄物の廃棄事業を請け負う原子力関連事業者の賠償責任に関する規定の有無についての議論が紛糾したことがあげられる<sup>(31)</sup>。

現行法では、第2次損害賠償措置である事業者間相互扶助制度における1原子炉・1原子力事故当りの遡及保険料が見直されており、1988年当時で6300万ドルにまで引き上げられている。その後もNRC規則140条11項において適宜その金額は見直されており、2003年現在では、1原子炉・1原子力事故当りの遡及保険料が9580万ドルと定められている。これに現在の原子炉基数104基を掛け合わせた金額が、現在の第2次損害賠償措置で付保されている総額となっている。この第2次損害賠償措置である上述の総額・99億6320万ドルと第1次損害賠償措置である責任保険額3億ドルとの合計額の102億6320万ドルが責任限度額として措置されている。ただし、争訟費用による賠償措置額の総額の超過が発生した場合には、PA法170条o項(5)により遡及保険料の5%分の割増金が課されることになり、その場合には、割増金を合わせた107億6136万ドルが責任限度額となる。

また、この第2次損害賠償措置による遡及保険料は、1事故につき年間1000万ドルを超えることなく、NRC被許可者からの請求によって10年間の年賦払いが可能とされている。また、この遡及保険料は、5年毎の消費者物価指数に基づくインフレ調整条項がPA法170条t項に定められている。また、このような措置とは別に、10万キロワット未満の原子炉を有するNRC被許可者に対しては、NRC規則140条11項において小額賠償措置が規定されている。さらに、NRC規則140条11項で損害賠償措置が決定されない原子炉についてもNR

C規則140条12項においてその賠償措置額が決定されており、原子炉建設許可取得者による損害賠償措置やプルトニウム加工及び燃料成形施設による損害賠償措置についても同様にNRC規則140条13項、13a項にそれぞれ規定されている。

では、この第2次損害賠償措置である事業者間相互扶助制度はどのようにして運営されているのだろうか。まずNRCは、NRC被許可者である原子力事業者がPA法170条b項によって要求される第2次損害賠償措置を維持しているという適当な証拠であることをNRCが決定する標準基本保険証書書式をNRC規則140条に法典化の形で規定している。この標準基本保険証書書式が第2次損害賠償措置基本保険証書（以下、SFP基本保険証書という。）である<sup>(32)</sup>。SFP基本保険証書は、原子力損害賠償責任保険協会（以下、NELIAという。）によって発行されている。なお、NELIAは民間会社であるアメリカ原子力保険（以下、ANIという。）によって運営される保険プールである。原子力事故の場合、ANIは、NRC被許可者たる原子力事業者からの遡及保険料の徴収、第三者によってもたらされる請求の弁済及び第三者への保険金支払いを含めて、保険プールを運営する。つまり、SFP基本保険証書は、ANIによって運営されている。そして、ANIは、一般管理費を支払うため及び第三者への立替払責任を担保するために毎年NRC被許可者である原子力事業者から一定額の保険料を徴収している。この保険料は、1原子炉につき数千ドル程度であり、第1次損害賠償措置である責任保険の保険料や第2次損害賠償措置で支払う遡及保険料に比べればはるかに少額である。一般管理費は、法定費用及び第三者損害賠償請求（保険証書に基づき被った損失）の弁済をするためのシステムを維持するために存在している。さらにANIは、担保されるべき原子力事故が発生し、その損害額が第1次損害賠償措置である責任保険額3億ドルを超過してしまった場合、その超過分を支払うためにNRC被許可者である原子力事業者から遡及保険料割当額の徴収を行っている。また、SFP基本保険証書に基づき、ANIは、NRC被許可者である原子力事業者がその遡及保険料を支払うことができない場合、その支払いに対する立替払をすることになっている<sup>(33)</sup>。

## e. 国家補償

### (a) NRCによる国家補償

NRCによる国家補償は、PA法170条c項に規定されている。これは、NRC被許可者である原子力事業者がNRCと補償契約を締結することによって、1954年8月30日から2002年8月1日までの間に与えられる許可で、5億6000万ドル未満の損害賠償措置が必要とされるものは、賠償請求に係わる調査費、和解費、応訴費を除いて5億ドルまでもしくは損害賠償措置が6000万ドルを超える場合にはその超過額を5億ドルから減額した額まで、損害賠償措置を超える第三者責任をNRCによって補償されている。

PA法制定当時、原子炉の運転許可を求める原子力事業者とNRCとの補償契約は、PA

法170条 a 項によりその締結が義務付けられていたが、1975年の改正の際、このような強行規定から任意規定に変更されている。現在、原子力発電所の原子炉や研究で使用されている原子炉は全て、NRCと補償契約を締結している。また、プルトニウム燃料製造プラントの認可取得者もNRC補償契約の締結を義務づけられているが、現在そのような認可取得者は存在していないのが現状である。

NRC被許可者である原子力事業者の場合、特に10万キロワット以上の出力を有する原子炉を有する原子力事業者の場合、PA法170条 b 項による損害賠償措置による賠償措置額が、NRCによる国家補償額を大幅に上回っているため、現状ではその適用はないものと考えられる。

#### (b) DOEコントラクターに対するDOEによる国家補償

DOEによる国家補償は、PA法170条 d 項に規定されている。DOEコントラクターは、DOE長官との補償契約の締結が義務づけられており、その内容についてはDOE調達規則により定められている。DOEには、DOEコントラクターに対し、補償契約上の活動に起因する、または補償契約上の活動に関係する第三者責任を賠償するため、損害賠償措置を確保し、維持することを求める法的権限があるが、DOEはそのような要求をDOEコントラクターに課していない。したがって、DOEコントラクターは、賠償責任の法的上限に相当する賠償責任についてDOEから全額補償を受けられることになる。

#### (c) 責任限度額超過の場合における国家補償

PA法170条 i 項により、原子力事故における損害賠償額が責任限度額を超えると裁判所が判断した場合、大統領は裁判所の判断後90日以内に当該事故による損害額の推定及びその賠償履行ファンドの創設等について、補償計画の作成を実施し議会に提出しなければならない。また、この補償契約に基づき議会は、PA法170条 e 項（2）により、責任限度額を超過する全ての第三者責任に対して、迅速かつ十分な補償をなすために必要な行動をとることとなっている。

#### (d) その他

その他の国家補償として、非営利教育機関に対する国家補償がPA法170条 k 項に規定されている。その内容は、PA法170条 a 項に規定されている損害賠償措置を免除するものとなっている。

#### f. その他

これまで賠償措置制度や国家補償について述べてきたが、ここで簡単にその他の規定につ

いて触れておくこととする。

まず、時効についてである。P A法内に取得時効及び消滅時効に関する実質的規定は存在していない。そのため、各州の出訴期限法等の州法が適用されることになる。しかし、補償契約等によって出訴期限法に基づく抗弁権を放棄している異常原子力事故の場合には、P A法170条n項（1）により、傷害、損害、及び原因を最初に知った日、もしくは知りうべきであった日から3年以内とされている。

次に、懲罰的損害賠償の制限についてである。これは、P A法170条s項により、懲罰的損害賠償の除外範囲は、連邦政府が原子力事故や予防的避難に起因する第三者責任を補償契約に基づき直接負担する場合に限定されている。この規定は、核燃料の濃縮や再処理、軍事用核施設の運営を請け負うDOEコントラクターを想定したものである。

最後に、訴訟管轄権についてである。P A法制定当時、特に訴訟管轄権を限定していなかったため連邦裁判所で行うのか、州裁判所で行うのかははっきりしておらず、州裁判所で行った場合、前述のとおり不法行為分野については各州の州法によって規定が様々であり、州毎に異なった判決が下されるおそれがあった。そのため、1966年改正の際には、異常原子力事故の場合には、事故発生地の連邦地方裁判所、もしくは異常原子力事故であって、合衆国領域外で生じた事故の場合には、コロンビア特別区連邦地方裁判所が訴訟管轄権を有するよう規定に変更が加えられた。そして、1988年改正の際、全ての原子力事故に関する訴訟管轄権を原子力事故発生地の連邦地方裁判所とすることが、P A法170条n項（2）に規定されたのである。

### (3) ドイツにおける原子力損害賠償法制度<sup>(34)</sup>

#### a. 改正の経緯

ドイツの原子力損害賠償法制については、包括原子力法であるドイツ法（1959.12.3 公布、1960.1.1 施行）が規定する。以下、ドイツ法の主な改正をとりあげる。

当初の1959年制定法では、①原子力事業者への経済的責任集中（アメリカP A法の規律に依拠）、②原子力事業者の絶対的な無過失責任（不可抗力等の免責事由を規定せず）、③責任限度額5億マルクとする有限責任、④独自の時効期間の設定等の特質を有していた<sup>(35)</sup>。

1975年改正法では、西ヨーロッパの人口稠密地域で原子力事故が生じる場合には、国境を超えた損害の発生がつねに予想され、かかる損害からの市民の包括的で等質の保護を確保するため、責任法領域におけるできるだけ広域的な法の統一が必要性であるとの認識から、ドイツがこだわった①不可抗力免責の排除、②責任限度額（10億ドイツマルクへ増額）、③30年の時効期間等に関しては特別の規定を設け、その他の点でパリ条約を導入した<sup>(36)</sup>。

1985年改正法では、原子力損害といえども、私法の一般原則で処理すべきであること（無限責任）、原子力事業の保護育成よりも被害者救済が何にもまして重視されるべきであ

るとの認識が強まってきたことから、無限責任原則が採用された（31 条 1 項）。

この点、無限責任原則をとりつつ、有限責任条約に加入することは、パリ条約が 7 条 a 項により、有限責任の原則を定めるとともに、10 条で責任と損害賠償措置の一致の原則を採用していたことから問題となった。この点、ドイツは、パリ条約自体が責任限度額の引き上げを認めていることから、理論的に無限責任制度の導入も可能であり、責任と損害賠償措置との一致の原則については、条約も無限の損害賠償措置という不可能を要求していないと解釈し、無限責任法制に改正した<sup>(37)</sup>。

また、同法では、外国で損害が生じた場合には、有限責任としていたことから、国内無限国外有限の法制が、条約の無差別原則との関係との整合性で問題となった（この点の詳細は、後述する）。

その後、小幅の改正を経て、2002 年改正法では、① 5 億ドイツマルクから 25 億ユーロへの賠償措置額の約 10 倍の増額（13 条 3 項）、② 国家補償の最高限度額の 25 億ユーロへの増額（34 条 1 項）等という大幅な改正が行われた。2002 年改正法については、詳細を b. で現行法の枠組みとして述べるが、同法が原子力エネルギー利用の終了を目的としていること（1 条）に注意を要する。

## b. 現行法の枠組み

### (a) 責任の本質

#### i. 原子力施設運営者の責任

ドイツ法では、25 条 1 項で、「損害が原子力施設からの原子力事故に起因する場合は、原子力施設の運営者の責任については、パリ条約の規定のほか、この法律の規定を適用する」として、原子力損害に関しては、まずパリ条約の規定が国内に直接に適用され、これを補足して 25 条ないし 40 条の規定が適用されるとする。したがって、パリ条約 3 条が、原子力事故の損害に関する施設運営者の責任の基礎となる<sup>(38)</sup>。

ドイツは、1959 年法制定当初から運営者の責任は無過失責任であるとし、免責事由を認めなかった。この原則は、1975 年改正法制定時のパリ条約批准においても特別の定めをすることにより維持され（25 条 3 項によるパリ条約 9 条の適用排除）、1985 年改正法以降に引き継がれている。主な理由は、免責事由に該当するような場合こそまさに市民が原子力責任法の保護下におかれるべきであるというものであった。なお、他国に生じた損害については、ドイツの原子力事故によって外国に生じた損害についても同法が適用され、原子力事業者は無過失責任を負うことになるが（25 条 4 項）、その国がドイツとの関係で同等の規制を確保している場合に不可抗力免責の排除が適用される（25 条 3 項第 2 文）<sup>(39)</sup>。

さらに、パリ条約 6 条（a）が「原子力事故によって生ずる原子力損害に対する賠償の請求権は、この条約にしたがい責任を負うべき運営者に対してのみ行使することができる」と

規定し、パリ条約 3 条及び 4 条（輸送が関係する場合）による責任は、法的に、原子力施設の運営者に集中することとなる。

## ii. 核物質輸送に関する責任

パリ条約 4 条により原子力施設の運営者は、その施設に起因する核物質の輸送の過程で生じる損害についても責任を負う。ただし、核物質の輸送者が施設の運営者に代わって責任を引き受けることを書面で約束した場合には、輸送者が一定の要件のもとで責任を負う（25 条 2 項）。

## iii. その他の方法による核分裂作用・放射性物質の放射線の作用・加速器からの電離放射線の作用による損害についての責任

パリ条約の対象とならない方法で放射線等により損害が生じた場合、パリ条約の適用がないが、ドイツ法はこのような場合にも原子力事故であることを考慮して占有者に責任を負わせた。ただし、無過失責任ではなく、責任義務者が十分注意しても避けられなかったことなどを証明すれば免責されることとした（26 条 1 項第 2 文）。

## (b) 責任額

ドイツ法は、31 条 1 項で、「第 25 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項と結び付いたパリ条約ならびに第 25 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項と結び付いたパリ条約及びジョイント・プロトコルによる原子力施設の運営者の責任は、金額的に無制限とする」と規定し、無限責任を原則とする。

例外として、戦闘行為その他の不可抗力事由によって原子力事故が生じた場合については、国家補償の最高額（25 億ユーロ）を限度とする。

また、損害が外国で起きた場合（25 条 3 項）については、相互主義（reciprocal）が採用されている。この点、ドイツとスイスとの間には両国で互いに影響する原子力損害が発生した場合に関する協定がある（1986 締結、1988 発効、相互に無限責任を認め合った。）<sup>(40)</sup>。

## (c) 損害賠償措置

### i. 原則 [賠償措置額の増加]

ドイツ法は、13 条 1 項において、「行政官署は、許可手続において、法律上の損害賠償義務を履行するために申請者が講じるべき填補準備の種類、範囲及び金額を確定しなければならない。確定は、2 年毎に、また重大な事情の変更があるときには改めて行われる」と規定し、2 項で原子力施設の危険性の程度及び活動状況に応じて、賠償措置額を決めることを定める。その上限額は、前述のとおり 5 億マルクから 25 億ユーロに約 10 倍に上昇した（3 項）。上限額までの範囲で、具体的にどれだけの損害賠償措置をしなければならないかは、「原子力法による填補準備に関する命令」（1977 年 1 月 25 日）に規定されている（以下「令」という）。

令では、7 条で「填補準備の額（填補額）の確定にあたっては、填補額が本章に直接規定されていない限り、通常の場合について確定される填補額（通常填補額）を基礎とする」として、原則を定める。16 条では、個々の場合の填補額の算定の例外を定める。

損害賠償措置の方法としては、「責任保険または第三者の免責義務または保証義務」となっていたのが、「責任保険またはその他の資金的保証措置」とされた（14 条 2 項，令 1 条）。これにより、必ずしも第三者による保証ではなく、事業者間の相互保証による仕組み（後述）が利用可能になった。

## ii. 施設形態ごとの措置額

原子炉については、令 9 条 1 項，その他の施設については、燃料加工施設は令 11 条 1 項で、使用済燃料の再処理施設は、同 2 項等で規定している<sup>(41)</sup>。

## iii. 原子力発電所に関する損害賠償措置の仕組み

### (i) 賠償措置額

前述のとおり，賠償措置額は，2002 年改正前は，最大 5 億ドイツマルク（約 358 億円）であったが，2002 年改正により 25 億ユーロ（3,500 億円，1 ユーロ＝140 円で換算）に約 10 倍増となった。

### (ii) 措置額徴収システム

これについては，第 1 層（原子力責任保険），第 2 層（責任保険以外の損害賠償措置）に分けて考察する。

#### [1] 第 1 層（責任保険）<sup>(42)</sup>

2002 年改正前は，1970 年代には，5 億ドイツマルクを責任保険がキャパシティー上確保できず，2 億ドイツマルクが限界だったことから，同額を引き受けた。

2002 年改正法では，ドイツの原子力保険プールの引受能力の増大もあり，後述する旧制度の第 1 層，第 2 層に分けてまかなっていた 5 億ドイツマルク分（2 億 5564 万 5000 ユーロ）を，当該保険プールが統一して引き受けることとなった。

#### [2] 第 2 層（責任保険以外の損害賠償措置）<sup>(43)</sup>

2002 年改正前には，以下のような仕組みの制度となっていた。すなわち，第 2 層として，原子力発電所を運営している電力会社は，協同組合的な合意の下，民法上の組合（原子力責任組合，Nuklear-Haft-pflicht-Gesellschaft burgerlichen Rechts）を作り上げ，それに基づいて，ドイツ連邦の六つの主要な保険会社と契約を締結し，これにより 3 億ドイツマルク部分を手当することとなった。運営者は，毎年の前払手数料（an annual advance fee）と延払保険料（a deferred premium）を支払う義務を負っていた。前払手数料は，契約に含まれる原子炉の通常熱出力をもとに計算され，組合設立の合意で確定された比率にしたがって運営者間で分配された。延払保険料は，賠償額が 2 億ドイツマルクを超えて支払わなければならないとなった場合に，支払満期となるものであった。保険料は，構成員である運営者によ

り組合設立の合意で明記された比率にしたがって支払われる必要があった。これは、運営者自身が再保険者としても機能しているもので、P A法類似の仕組みといえる。なお、大規模損害発生により組合による保険料支払いが不可能になる場合を想定して発電所所有者による保証宣言に基づく担保が行われた。

2002 年改正法では、被害者保護の見地に基づく賠償措置額の 10 倍の増大ということもあり、従前のスキームではまかなえなくなった。

そこで、Energie Baden-Württemberg AG, the Hamburg Electricitäts-Werke AG(後に Vattenfall Europe に買収)、E.ON Energy AG, RWE AG の 4 大電力は、2001 年 6 月政府に対して意思の表明を行い、ドイツ法 13 条及び 14 条の賠償措置の準備義務に関して、保険手当分を超える賠償措置の実施ために、彼らの子会社である原子力発電所運営会社に 1 事故当たり 22 億 4435 万 5000 ユーロ（約 3142 億円）までの賠償支払い義務を遵守できるようにさせる旨誓約（コミットメント）した。

そこでは、原子力事故が発生した場合、2 億 5564 万 5000 ユーロまでは責任保険が手当てし、それを超えて 22 億 4435 万 5000 ユーロまでは、上記コミットメントに基づく 4 大電力による資金的保証が手当てすることとなる。当該資金的保証における各社の負担割合は、4 大電力各社が保有する原子力発電所の各炉の熱出力に応じて決められる。もっとも、廃炉の関係もあり、各社の負担割合は毎年見直されることとされる。その上、各社は、22 億 4435 万 5000 ユーロに関する自身の負担割合相当額の 2 倍の流動性資産を有していることを証する証明書を提出することになっている。

#### (d) 国家補償<sup>(44)</sup>

##### i. 原則

ドイツ法の適用領域内に設置された原子力施設の運営者は、その責任が、賠償措置によって填補されていないか、または充足されない限りにおいて、原子力損害の賠償支払義務を免責されることになる（34 条 1 項）（このような制度につき、ドイツ法上の文言は、国家による「免責」に相当する語が用いられているが、以下「国家補償」と呼ぶこととする）。国家補償は、武力闘争や事故から 10 年後に生じた損害のように保険によって保護されないリスクと同様に、保険者の破産のリスクもまかなう。

2002 年以前は、損害が賠償措置額を超えた場合、賠償措置額の 2 倍(10 億ドイツマルク)から賠償措置によって充たされる額を控除した額まで国家が補償（連邦 75%，州 25%負担）するとしていた。すなわち、5 億ドイツマルクまでは、原則として賠償措置が手当てし、5 億ドイツマルクを超えて、10 億ドイツマルクまでは国家補償が上乗せで手当てし、10 億ドイツマルクを超える分は、責任ある運営者が無限責任に基づき、自己の資金的手段に基づき支払いを行うという、実質的に中ぬきで事業者が責任を負うという特徴的な制度となっ

いた。

2002 年改正法 34 条により、25 億ユーロ（発電所運営者による賠償措置額と同額）を限度として国家が補償するが、補償を受けられる額は、この最高額から、発生した損害賠償義務が賠償措置によって満足され、またはそれによって填補される額を控除したものに限定される（原則として、連邦が補償義務を負うが、5 億ユーロに達しない範囲では、連邦が 75%を負担し、残りを州が負担する[36 条]。）。国家補償の最大限度額と発電所運営者による損害賠償措置の最大限度額が同額になったことで、原則として発電所に関しては損害賠償措置が機能する限り国家補償が発動する余地はないと考えられる<sup>(45)</sup>。

もつとも、この点、仮に責任保険でまかなわれるべき額（2 億 5564 万 5000 ユーロ、第 1 段階）以下の損害が発生し、それが戦闘行為のような保険の免責事由により生じる場合、国家補償によりその損害がまかなわれることになる<sup>(46)</sup>。

#### ii. 外国の原子力事故によって国内で損害が生じた場合<sup>(47)</sup>

法は、運営者への賠償請求ができない場合（38 条 1 項）、著しく低い賠償しか受けられない場合（38 条 2 項）の規定をおいている。

#### (e) その他<sup>(48)</sup>

前述の規定の他、ドイツ法では、填補準備による充足の順位（15 条）、消滅時効（32 条）、他の締約国にある原子力施設の所有者に対する訴（パリ条約 13 条、法 40 条）等に関する規定をおいている。

### 4. 原子力損害紛争処理体制構築の必要性<sup>(49)</sup>

#### (1) 紛争処理の集中化・手続の統一化の必要性

原賠法 18 条は、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合について、審査会を置くことができるとし（1 項）、①和解の仲介及び②その事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこととする（2 項）。審査会の組織及び運営ならびに和解の仲介の申立及びその処理の手続に関し必要な事項は政令で定めるとする（3 項）。

原子力損害賠償制度を真に実効性のあるものにするためには、2. 3. で前述した実体的枠組みの他、信頼性のある紛争処理体制を構築し、賠償交渉・紛争処理を公平かつ円滑に進めることが不可欠であり、そのためには紛争処理が統一化された手続のもとで、ある程度集中して行われることが有効である（この点、上述の審査会がこの要請にかなうものであるかについては、その評価とあわせて、(3)で後述する）。

なぜなら、紛争処理に関する詳細なルールが不在の現行法制のもとでは、様々な賠償請求及び賠償交渉が可能となっており、交渉も繰り返される可能性があるところ、ルールのない個別交渉は、①紛争処理の複雑化、②事故対応に負われる賠償責任者の交渉能力のなさにつ

けこんだ賠償請求，③その結果としての被害者間の公平性の欠如等を招来するからである。

また，紛争処理の集中化・手続の統一化は，被害者の捕捉及び被害者に対する情報の提供や，被害総額の初期見積もり等(2)で述べる課題の実現を担保するための有力な制度的枠組みになるといえる。

## (2) 紛争処理の実務において要請される課題<sup>(50)</sup>

紛争処理体制の構築にあたっては，実務処理上重要な以下の5点への十分な考慮が必要である。

- a. 損害内容・項目の特定及び賠償優先順位の策定
- b. 被害者の捕捉及び被害者に対する情報提供
- c. 賠償金緊急支払措置の必要性の有無
- d. 被害総額の初期見積もり
- e. 被害者による保険者への直接請求

### a. 損害内容・項目の特定及び賠償優先順位の策定

紛争処理において，賠償を行うべき損害内容・項目の特定が必要となるのは，以下の理由による。

すなわち，わが国の原賠法が，2. 述べたように同法の原子力賠償制度の適用対象となる「原子力損害」（原賠法2条2項本文）の具体的範囲について，詳細な規定をおかず，一般法たる民法709条（同416条）における「相当因果関係」の解釈・運用に委ねていることから，迅速かつ公平な賠償が実現されるために賠償を行うべき損害内容・項目の特定が必要となる。加えて，c.，d. で後述する，被害総額の初期見積もりや賠償金緊急支払措置の必要性の判断を行うにあたっては，損害内容・項目の特定が重要となるからである。

また，賠償優先順位の策定が必要となるのは，原子力事故においては，損害が大規模となり，事業者の資力を上回ることが想定されるため，どのような内容の損害を他に優先して賠償すべきであるか決めることが必要となるからである。この点，わが国の法制では，事業者は無限責任を負うのであるから，賠償の優先順位を設けることは不要ではないかとの指摘がなされることが想定されるが，事業者が無限責任を負うことと，被害者全員が実際に損害に対する賠償全額の弁済を受けられるかどうかということを明確に区別する必要がある。

### b. 被害者の捕捉及び被害者に対する情報提供

紛争処理においては，救済されるべき被害者を特定・捕捉することが必要不可欠となる。特に，その必要性が高いのは，実際の損害が広範囲にわたって発生した場合で，個人による損害賠償請求の他，生産者団体等団体を通じてまたは団体自身による損害賠償請求がなされ

る場合である。なぜなら、このような場合には、団体に属していない個人被害者への賠償の不払いや、逆に賠償の二重払いを防止するために、被害者の捕足がより一層正確に行われる必要があるからである。

さらに、被害者に対して、必要な情報（賠償項目、交渉日時及び場所、申請方法、最終的賠償支払方法、交渉不調の際の手續等）が確実に提供されることが必要である。なぜなら、このような情報の提供が、被害者救済の実効性を担保し、紛争処理における混乱を未然防止する点で、迅速な紛争処理の実現に資するからである。

なお、損害の全体状況を被害者のみならず一般市民に対しても正確に広報することは、前述の風評被害の拡大防止に貢献し、結果的に被害者救済に役立つことも付言する。

#### c. 賠償金の緊急支払措置の必要性

賠償金の緊急支払措置については、継続取引の維持や資金繰りの都合等から、早急な賠償金取得の必要性が強く認定される者も多く、彼らに関しては賠償額確定前の賠償金の緊急支払措置（仮払措置）が認められるべきである。

しかし、それが濫用されると被害者救済の公平性に支障をきたすことにもなりうる。したがって、同措置を行うにあたっては、措置を実施する基準・方法を明確化するとともに、金額の査定を確実にを行い被害者救済の公平性に十分な配慮を払うことが必要である。その際、上記内容（賠償金の緊急支払措置が実施されること、その基準・方法）の被害者への情報提供の徹底をはかる必要がある。

#### d. 被害総額の初期見積もり

具体的な紛争処理が開始される前に、賠償されるべき損害額についての初期見積もりを行う必要がある。なぜならば、紛争処理にあたっては、①損害賠償額が賠償措置額を上回ると予想されるかどうか、また、上回ると予想される場合、事業者の賠償資力でまかなえるのか、②緊急に必要とされる賠償のためにどの程度の資金を用意すべきか、また③どの程度の資金を後からの損害賠償請求（晩発性傷害に関する賠償請求）のためにとっておくべきかどうか、について予め判断しておく必要があるからである。

この点、特に①で、損害賠償額が賠償措置額を上回ると予想され、かつそれが事業者が現に有する賠償資力でもまかなえない場合に、被害者救済の観点からいかなる対策をとるかが問題となる。「国の援助」（原賠法 16 条）もあるが、5. で述べるとおりその発動基準については必ずしも明確ではない。

#### e. 被害者による保険者への直接請求

油濁損害賠償補償法 15 条 1 項は、「第 3 条第 1 項または第 2 項の規定による船舶所有者の

損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。」として、被害者が保険者に対して直接請求することを認めているが、原賠法上保険プールに被害者からの直接請求を認める規定は見当たらない。

かかる規定は必要であろうか。確かに、請求窓口が増えることは被害者救済に有利となるようにも見える反面、保険者は請求者に保険の限度額まで被害者全体の公平性を十分に斟酌することなく支払をすましてしまう危険がある（早いもの勝ち）。

確かに、自己の権利確保のために熱心であった者が保護されることにも合理性があるが、原子力損害紛争処理のように迅速性とならび公平性が強く求められるケースにおいては、保険者への直接請求は、むしろ処理手続の信頼性を阻害する恐れがあるともいえる。同規定の導入には、慎重であるべきと思われる。

### (3) 現行の紛争処理体制の問題点（JCO事故を参考に）

#### a. 国の「審査会」の限界

JCO事故は、周知のとおり、1999年9月に発生し、原子力損害賠償の主要事件として2件目の例となったものであり（第一は、1981年の敦賀原子力発電所放射漏れ事件）、深刻な風評被害を含む総額約150億円にも及ぶ被害を周辺地域にもたらした<sup>(51)</sup>。同事故は、原子力事故の紛争処理のあり方を考える上で多くの教訓を与える。

しかし、原賠法18条の審査会についてみると、同事故の紛争処理においてそれが十分に機能しているとはいいがたいといえる。その理由としては、①JCO事故後に審査会に関する政令が作られ、その際、審査会の詳細な内容が決められたこと、②後述する自治体主導の紛争処理体制のほうが被害発生地との近接性から迅速に対応が可能であったのと比して、審査会では賠償への迅速な対応が困難であったこと、③紛争を審査会にもってくれば和解・斡旋・調停をすることができるが、それ以上のことはできないこと、④紛争自体を必ずしも審査会にもってくる必要性がない（訴訟に際し、審査会の審査が前置とはなっていない）こと等があげられる。

そのため、同審査会とは別個に紛争を統一的・迅速・公正・中立的・専属的に処理する機関が必要であるとも考えられる。この点、以下で、JCO事故において東海村及び茨城県がとった紛争処理推進の取り組みをとりあげ、さらに検討することとする。

#### b. JCOケースから見た地方自治体による紛争処理体制の長所と今後の問題点<sup>(52)</sup>

##### (a) 地方自治体による紛争処理体制の長所

JCO事故で東海村及び茨城県がとった紛争処理の取り組みは、事故発生市町村とそれが存在する県という立場の相違に由来するともいえる差異が見受けられたものの、結果として以下の点から被害者救済の確保と紛争処理の迅速化に寄与したと評価されている。

すなわち、①被害総額の初期見積もりまたは被害状況の全体把握の実施、②各市町村・関係団体との連絡・調整のための連絡会議の設置、③各被害者や関係団体等から出された要望や意見を踏まえた賠償責任者たる JCO への働きの実施、④紛争処理推進のための部署の組織とその事務のための専属のスタッフの配属、⑤紛争処理手続の枠組み、すなわち、仮払いの実施及び補償金確定に至る一連の手続の整備、⑥広報を通じた被害者への情報提供、⑦賠償交渉窓口の提供と当事者間の交渉への職員の立ち会い、⑧風評被害拡大防止のためにキャンペーンや広報活動の実施等についてである。

そこで、JCO 事故で茨城県及び東海村がとった紛争処理の取り組みの経験を踏まえて、紛争処理として、以下のような制度が望ましいといえる。

ある程度の規模以上の原子力損害が発生した場合には、(i)体制の構築を都道府県の専属事項としつつ、(ii)国が当該都道府県に対して必要な支援（例えば、職員の時間外勤務や補償交渉会場の設営の費用に関する財政的支援等がある）及びそのチェックを行うものとし、さらに(iii)被害者の便宜を図るために、賠償・交渉窓口の設置等に関して、各市町村の協力を求めることとするような制度を、(iv)法制度的に位置づけるべきと考える。

なぜなら、原子力損害が広範囲に及んでしまった場合に、各市町村自治体が個別の紛争処理体制をとるならば、紛争処理の集中化・手続の統一化が実現されず、公平かつ迅速な紛争処理が十分に図られないため、都道府県が推進体制を構築する必要があるからである（(i)に関し）。一方、損害及び交渉の状況によっては国家機関の判断を仰ぐ必要が生じたり、また被害発生自治体主導による被害者保護に偏った処理となることへの歯止めも設ける必要があり、国の役割にも一定の役割を期待すべきである（(ii)に関し）。また、都道府県に全ての事務処理を委ねることは、その負担を過大なものとするので、被害者に密接にかかわる市町村にも可能な範囲で役割を分担してもらうべきである（(iii)に関し）。そして、上記自治体による紛争処理体制の構築を各自治体の任意としたのでは、実効性の観点から問題があり、制度を法的に位置づけるべきである（(iv)に関し）。

#### (b) 今後の問題点

しかし、(a)で述べたような地方自治体主導の紛争処理体制を構築するとしても、a. の審査会の問題点で述べた、③機能上の限界（和解・斡旋・調停以上のことはできないこと）と④当該機関への審査が前置とされないことによる、統一的紛争処理手続の未確立という問題は解決されていない。

この点に関しては、今後さらに検討し、解明すべき点として以下を指摘しておく。

a. ③機能上の限界（和解・斡旋・調停以上のことはできないこと）について、紛争処理手続が十分に有効に機能するためには、和解・斡旋・調停の他に仲裁等の裁判的機能を有した機関を設けるべきともいえる。しかし、原子力損害紛争処理に限って裁判的機能を有した

機関を設けることが三権分立に反しないか、憲法上の国民の権利（「裁判を受ける権利」）を侵害する恐れがないかという問題を検討する必要がある。JCO事故のケースでも、県は、あくまでも交渉の場を提供しただけで、当事者間での解決という原則を踏み越えてはいない。

さらに、a. ④特別の紛争処理機関への審査を前置とすることは、より一層裁判を受ける権利の侵害の可能性が大きくなる。確かに、紛争処理にあたって、被害者が、加害者への直接交渉、18条の審査会への提訴、裁判所への提訴、特別の紛争処理機関への提訴のいずれの手段をも任意に採用できることにも問題があり、紛争の統一的・実効的な解決のためには、特別の紛争処理機関へ手続を統一化する制度が望ましいともいえるが、さらなる検討を要する。

また、原子力損害が日常的に発生することは考えられないため、常設で紛争処理機関を設置し、そこに人員・予算を配置することは、行政上考えにくく、また、財政上不経済であるという問題も生じてくる。

以上のように、18条の審査会とは別個の、常設の紛争処理機関を設置し、それに仲裁機能をもたせるとともに、これへの審査を前置とすることについては、上記のような問題があることを銘記すべきである。

## 5. 国家の支援制度

### (1) 現行法上の規定

賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合及び原賠法上でも免責となる異常な原子力損害が発生した場合における国家による支援制度について、現行法上2つの規定がおかれている。1つは、「国の援助」であり、もう1つは、「国の措置」である。

「国の援助」については、原賠法16条1項において「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く）が第3条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額を超え、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする」と規定されており、同条2項において「前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行うものとする」とも規定されている。この点から、「国の援助」は国の法律上の義務ではないということがいえる。

「国の援助」の内容としては、補助金交付による原子力事業者の賠償損失の補償が考えられる。また、これほどの補償の必要性が認められない場合には、低利融資、融資についての利子補給、金融の斡旋等の形態が考えられる<sup>(53)</sup>。

次に、「国の措置」については、原賠法17条において「政府は、第3条第1項ただし書の場合（異常に巨大な天災地変または社会的動乱の場合）または第7条の2第2項の原子力損害（外国原子力船の日本国水域への立ち入りに伴って原子力損害が生じた場合）で同項に規

定する額を超えると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする」と規定されている。この点については、「国の措置」についても、あくまで注意規定程度のものであり、国の法律上の義務ではないという指摘がある<sup>(54)</sup>。

また、「国の措置」の内容については、特に典型的なものはあげられてはいないため、明らかにされていないが、政府が何らかの内容の措置を構ずるものと考えられる。

これら2つの規定、特に原賠法16条にある「国の援助」については、立法過程において激しく議論されたところである。原子力委員会で答申された原案には、「損害賠償措置を超える損害が生じた時に原子力事業者に対して国家補償をする必要がある」という義務的国家補償の採用が盛り込まれていたが、財政当局の強い反対により政府部内で議論された結果、妥協として「国の援助」が規定されたのである。財政当局の反対理由は明らかにされていないが、私企業が第三者に加えた損害の賠償の資金を国が提供する事例はなく、危険な事業を行う企業は他にも数多くあるため、原子力損害についてのみ国家補償という取り扱いをすると、他の危険な事業についても類似の補償政策が波及するおそれが考えられるため財政負担が耐え難くなると考えたのではないかという指摘がある。他方、このような措置が決定された原因は、原子力産業側の圧力が大きくなかったこと、及び原賠法の立法に対する準備が必ずしも十分でなかったことという指摘もある<sup>(55)</sup>。

以上のような経緯を踏まえて、国家の支援制度としての「国の援助」及び「国の措置」に関する規定が置かれたのである。

## (2) 現行法における問題点

現在、原賠法上における「国の援助」は、原賠法の目的である「被害者の保護と原子力事業の健全な発達に資すること」を達成するために必要と政府が認めるときに行われる。原賠法の立法時における国会の審議過程においても、当時の故・池田科学技術庁長官は、「政府（国）の援助は、この法律の目的、すなわち、被害者の保護を図り、また、原子力事業の健全な発達に資するために必要な場合には必ず行う趣旨であります。したがって、一人の被害者も泣き寝入りさせることなく、また、原子力事業者の経営を脅かさないというのが、この立法の趣旨である」と述べている<sup>(56)</sup>。そのため、原子力損害の発生と国の援助の実行の間には、政府の判断もしくは裁量が入ることになる。

しかし、ここで問題となるのは、政府が「国の援助」の必要性を判断するための発動基準が明確化されていないため、いったいどういう状況になれば「国の援助」が発動するのか現状では不明な点である。この点は、「国の措置」についても同様に問題であると指摘することができる。「国の援助」や「国の措置」の発動基準が明確でないために、事故の態様からみて被害者救済のために直ちに「国の援助」・「国の措置」が発動されなければならないのに

それが行われない事態が発生することが懸念される。また、JCO事故の際、この事故の発生原因がJCOによる重過失だったとはいえ、被害者救済の点から「国の援助」について何らかの検討がなされるべきであったのに話題にさえならなかったのである。そのため、この発動基準が不明確であるという状況は、原賠法の目的である「被害者の保護と原子力事業の健全な発達に資する」という側面から考えた場合、好ましいものではないといえる。

ただし、「国の援助」を考える際、被害者の立場からすれば、援助の義務化によって国から確実に保護を受けられるという安心感を得られるが、原子力事業者の立場からすると、賠償措置額を超えれば直ちに国が援助する義務があるということになれば、原子力事業者は賠償措置額以上に自ら賠償金を負担する必要がなくなってしまう場合が生ずることが考えられる。つまり、原子力事業者の損害賠償責任については無限に負うという無限責任制度を採用しているのが国において、損害賠償責任を有する原子力事業者が、自己の資力が残っているにもかかわらず、その損害賠償責任を免れてしまっているのかという問題である。損害賠償責任を有する原子力事業者が自己の資力全てを投げ打ってもまだ賠償することができないという状況になって初めて助けを求めるという姿勢が、「国の援助」を求める姿勢であるのではないと思われる。そういう意味では、「国の援助」や「国の措置」について、現行法のシステムのままにしておけば、原子力事業者といえどもそういった状況に至るまでは要請できまいということになり、一定の歯止めをかけているとも考えられる。しかし、無過失責任を負っているからといって、原子力事業者が、事故発生について全くの無過失である場合においても、自己の全資力をもってその責任をまっとうする必要があるのか多少の疑義が残る。

この点について、原賠法の目的である被害者救済と原子力事業の健全な発達の両立を図り、原子力事業者への無過失・責任集中・十分な賠償措置という原賠法の中心的手法を貫徹するため、保険及びその他の方法により十分な賠償資力を具備させるとともに、それを超える場合には、被害者保護を第一に考えて、国の援助は直ちに行って、事故の原因・態様・原子力事業者の資力等によって、国が求償する方法もあるのではないかと指摘もある<sup>(57)</sup>。

以上の点から、「国の援助」及び「国の措置」についての発動基準の明確化は、原賠法上の目的達成のために必要不可欠なものであり、かつ、明確化することにより、制度自体への懸念を招かないように事前に措置することが望ましいと考えられる。しかし、その実現については、実際のところ困難が伴うのである。

### Ⅲ 原子力損害賠償責任に係る国際条約への批准・加入の際のわが国の課題

#### 1. 原賠諸条約の概要

##### (1) パリ条約(ブラッセル補足条約)とウィーン条約

国際的な原子力損害賠償制度は、まず 1960 年 7 月に経済協力開発機構(OECD)によ

り、パリ条約が採択され、1968 年 4 月に発効した。パリ条約は、国境を越えた影響を及ぼす原子力事故時（原子力施設および輸送）の原子力施設の運営者に対する無過失責任と責任集中を定めた条約である。

このパリ条約の成立・運用は、原子力損害賠償責任制度の問題において先駆的な役割を果たしている。パリ条約を補足するブラッセル補足条約（1963 年 1 月採択、1974 年 12 月発効）では、最高責任限度額が 3 億 SDR に引き上げられ、その一部を分担するために公的資金及び条約締約国による損害賠償共同基金の制度が導入された。

一方、全世界をカバーする原子力損害賠償国際枠組みの確立を企図して、1963 年 5 月に国際原子力機関（IAEA）の下で、ウィーン条約が採択され、1977 年 11 月に発効した。ウィーン条約の基本的な原理・原則は、パリ条約とほぼ同様であり、原子力施設責任者の無過失責任及び責任集中、賠償責任限度額の設定（500 万米ドル）、賠償責任限度額までの損害賠償措置（責任保険等）の強制、単一の裁判管轄権と準拠法の明示を主な内容とする。

## (2) ジョイント・プロトコル

パリ条約及びウィーン条約の締約国はそれぞれまだ限られたものであったため、このことが条約の実効性を高める上で大きな障害となっていた。また、そもそも原子力損害賠償制度という一つの分野に異なった内容を持つ 2 つの国際条約が存在することが双方にとって普遍性を弱める結果となっていた。両条約ともに普遍性が乏しいことは、国際条約に関わる国際機関の間で早くから認識され、1970 年代の半ばから両条約を連結する必要性について議論がなされていたが、それを実現するまでの強い動きがなく、検討だけで終わってしまっていた。

しかし、1986 年 4 月に発生した旧ソ連のチェルノブイリ原発事故によって、両条約の連結の実現について急速に気運が高まった。というのは、ヨーロッパの多くの原子力発電国はパリ条約に批准・加入しており、旧ソ連がウィーン条約に批准・加入したとしても<sup>(58)</sup>、越境損害については、それらのヨーロッパの国々と旧ソ連との間に責任関係がないからである。

IAEA を中心として損害賠償措置額の増額、条約締約国の拡大の必要性等について検討が開始され、その結果、パリ条約とウィーン条約との連携により被害者救済措置の地理的範囲の拡大を図ることを目的としたジョイント・プロトコルが 1988 年 9 月に採択され、1992 年 4 月に発効した。

この内容は、事故を起こした国と損害を受けた国が異なる国際条約に批准・加入し、かつ両者がジョイント・プロトコルに批准・加入している場合は、事故を起こした国が批准・加入している条約が優先して適用され、越境損害に対する賠償処理がなされるというものである。

### (3) 改正ウィーン条約

ウィーン条約は原子力事業者に課せられる責任限度額の最低ラインがわずか 500 万米ドルにすぎず、被害者救済の実効性確保に課題があったことや無限責任制度採用国に対する損害賠償措置に関する配慮規定が設けられていなかったこと等から、国際的普遍性のある条約にはなり得ず、こうした背景の下、1997 年 9 月に改正ウィーン条約が採択された。

改正点として、救済対象となる原子力損害の範囲の具体化、免責事由の見直し、原子力事業者の最低責任限度額の引き上げ（原則として最低 3 億 SDR までの賠償金の支払いが制度上保証）と支払いの保証、無限責任制度採用国に対する配慮規定の創設があげられる。また、特例条項の 15 年間の経過措置（補完的補償条約は 10 年）は、I A E A が最大限の締約国を確保する目的で設けたものであって、とりわけ東ヨーロッパ諸国、韓国、台湾、中国などの発展途上国の加入を積極的に誘導するためであった。

改正ウィーン条約における最低責任限度額の大幅な増額により、パリ及びブラッセル補足条約によって支払いが保証される賠償水準（3 億 SDR）と肩を並べるに至った。

### (4) 補完的補償条約

また、補完的補償条約が、改正ウィーン条約とともに 1997 年 9 月に採択された。補完的補償条約は、締約国に改正ウィーン条約、パリ条約（ブラッセル補足条約）の締約国及び一定の基本原則と賠償措置額を定めた損害賠償制度を設けた国家を締約国とし、締約国の賠償措置額で補填できない部分（第 2 次補償）を、全締約国の拠出金によって補う条約である。この条約は、原発の未保有国も批准・加入できるグローバル規模の賠償責任条約であって、原子力事故の国内損害と越境損害両方に適用される。ちなみに、補完基金は国内損害と越境損害へ 50%を、残り 50%は補填されない越境損害へ配分される。また、同附属書は、改正ウィーン条約またはパリ条約いずれの条約の締約国でもない補完的補償条約の締約国に対して、国内法で確保しなければならない規定を定めているものであるが<sup>(59)</sup>、3 条 5 項 b によれば「施設国の法律に別段の定めがある場合を除き、運営者は、異常な性質の巨大な天災地変に直接起因する原子力事故によって生じた原子力損害に関しては責任を負わない」と規定し、改正ウィーン条約では免責対象から排除された、異常かつ巨大な自然災害を免責対象としている。

### (5) 改正パリ条約(改正ブラッセル補足条約)

パリ条約は 1960 年の採択時から、二回にわたる追加・修正議定書(1964 年追加議定書と 1982 年議定書)及びブラッセル補足条約の採択・発効を経て、被害者救済の拡充を図ってきたが、2004 年 2 月に改正パリ条約が調印された。これにより、原子力事業者の最低責任限

度額は、締約国の国内法により 7 億ユーロを下回ってはならないと定めるものとされ、パリ条約の 1500 万 SDR（約 178 万ユーロ）から大幅に引き上げられた。さらに、改正パリ条約では、賠償の対象となる「原子力損害」について、現行の「人身損害」、「資産の損害」に加え、「経済的な損失」、「汚染された環境の復旧費用」、「環境汚染により喪失された利益」及び「予防のための費用」など詳細に定義されている。これは二つの例外を除いて<sup>(60)</sup>、改正ウィーン条約と補完的補償条約の「原子力損害」の定義と同一であり、「原子力損害」の定義について国際的に足並みが揃ったといえる。

これにあわせて、改正ブラッセル補足条約も 2004 年 2 月に調印され、運営者補償、国家補償、国際補償の三層からなる補償体制の最低責任限度額について、原子力施設運営者の原子力損害賠償保険から支払われる「運営者補償」が 7 億ユーロ（保険金がこれに満たない場合は当該国が補償）、原子力施設が立地する国（または輸送者が帰属する国）の公的資金から支払われる「国家補償」が 5 億ユーロ、パリ条約締約国による損害賠償共同基金から支払われる「国際補償」が 3 億ユーロにそれぞれ引き上げられた。これにより、パリ・ブラッセル条約体制の原子力損害賠償額は、これまでの 3 億 SDR（約 3 億 5000 万ユーロ）から 15 億ユーロへと約 4 倍に増額されることとなった。

以上、原子力損害賠償に関する国際条約について沿革と内容について概観してきた。世界の主要な原子力開発国のうち、イギリス、フランス、ドイツ及びスウェーデンは改正パリ条約の締約国となっているが、アメリカ、日本、カナダ、ロシア等はいずれの条約も締結していない。このため、原賠諸条約の下に置かれている原子力施設は、世界の原子力施設の範囲という観点から見ると限られたものとなっており、世界的な原子力損害賠償制度の実効性はまだ脆弱であるといわざるをえない。

このため、今後は、政府レベルでの国際条約の普遍性を高める努力はもちろんのこと、世界原子力発電事業者協会（WANO）<sup>(61)</sup>を通した原子力発電事業者間の協力もさらに推進していく必要がある。また、越境損害への対応も考慮しながら、ヨーロッパやアジアのような原子力開発の進んでいる地域ブロック毎に、原子力損害賠償制度の協力の会合を持つようなシステムや、必要があればそのための組織を構築していくことも検討されるべきであろう。

## 2. 原賠諸条約批准・加入にあたり検討すべき課題<sup>(62)</sup>

### (1) 原賠諸条約へ批准・加入する意義

今後わが国周辺のアジア地域において著しく原子力の開発利用が進展することが見込まれることから、万一の原子力事故による被害者の迅速かつ確実な救済、国際的な原子力産業の健全な発展及び原子力開発利用の安全性への貢献等の観点から、アジア地域における原子力損害賠償制度にかかる国際的枠組みの構築を検討していくことが望ましい。

しかしながら、近隣諸国の原子力損害賠償制度の整備状況を見ると、制度自体を有していない国または制度を有してはいるものの国際的な水準からみて十分な賠償措置額等が用意されていない国が存在するという状況にある。

このような状況のもと、原子力先進国たるわが国がリーダーシップを発揮し、「アジア原子力安全会議」等の地域的な枠組みを含めたあらゆる機会を活用して、まずは、わが国周辺諸国に対し国際的な水準に見合った原子力損害賠償制度の充実を促し、その整備に向けて積極的に取り組むべきである。

さらにわが国が、改正ウィーン条約あるいは補完的補償条約といった原賠諸条約に率先して批准・加入し、アジア地域における原子力責任国際枠組みの構築に向けたイニシアティブをとることが、わが国に期待される役割であり、また、国益にも充分かなうものである。

改正ウィーン条約あるいは補完的補償条約の締結可能性を検討することが適当と考えられるのは、改正パリ条約が一定水準の国力を有するOECD批准・加入国を締約国と想定しており、実質的にヨーロッパ諸国の条約となっているに等しい<sup>(63)</sup>のに対して、両条約は国際的に解放された形で採択された条約であり、アジア諸国の関心も高く、今後アジア地域への拡がりを期待できるからである。その他、以下の2つの点が指摘される。第一に、改正ウィーン条約及び補完的補償条約は、無限責任制度採用国に対する損害賠償措置に関する配慮規定が創設され<sup>(64)</sup>、賠償措置額も大幅に改善された点である。第二に、補完的補償条約は原子力事業者による損害賠償の枠組みを締約国全体で補完するものであり、被害者救済の確保や信頼性の向上等の観点から利点がある点である。

一方、これまでほとんど論じられることがなかったが、改正パリ条約批准・加入のメリットについても、今後、充分検討されることが必要である<sup>(65)</sup>。

## (2) 検討の視点

わが国が原賠諸条約に批准・加入するにあたり、以下にあげる3つの検討の視点が必要である。第一に、条約の規定内容に併せてわが国の国内制度を見直す必要があるか等、どのような国内的課題があり、それを克服するためにはどのような措置を講じればよいかという点である。第二に、課題克服のための措置が、国内の各関係者の利害や国益を著しく阻害しないようにするためには、どのような工夫が必要かという点である。第三に、国内の各関係者の利害や国益を著しく害しないような形で条約批准・加入を行うためには、どのような形態の条約批准・加入が望ましいかという点である。

## (3) 詳細な検討が必要とされる4つの課題

上述の3つの検討の視点に基づき、改正ウィーン条約または補完的補償条約への批准・加入を想定した場合に、特に詳細な検討が必要とされる4つの法律上の課題についてとりあげ、

どのような国内法的課題があり、それを解決するためにはどのような法制度的な選択肢があるか、について検討を加えることとする。

これら制度的課題については、条約に定められた内容が最大限国内法に反映されることを担保しつつも、それがわが国原子力損害賠償制度の理念を阻害することのないように法制度の見直しを図る必要がある。

#### a. 「原子力損害」の定義の相違

法解釈論的な見地からは、原子力損害の定義に関して、原賠法 2 条 2 項の定義規定につき、国際条約の規定ぶりにあわせて、損害内容の例示を通じたその具体化を図る必要はないものの、「2. 「原子力損害」の概念」の稿で述べた理由により、原賠法 2 条 2 項の定義規定の内容を明文をもって具体化することが望ましい。

#### b. 免責事由「異常に巨大な天災地変」の取り扱い

「異常に巨大な天災地変」による原子力損害が生じた場合には、原賠法 17 条で、国が被災者の救助及び被害の拡大の防止のため、必要な措置を講じて、被害者保護に遺漏なきことを期すこととしている。

改正ウィーン条約またはパリ条約いずれの条約国でもない補完的補償条約の締約国については、「異常に巨大な天災地変」を免責事由のまま維持している補完的補償条約であれば問題とはならないが、それを免責事由から削除した改正ウィーン条約に対しては、当該規定を留保する形での批准・加入か、原賠法 3 条 1 項但書を改正して「異常に巨大な天災地変」による原子力損害を免責事由から削除することが考えられる。ただし、前者は改正ウィーン条約が条約の留保に関する規定を設けていないこと、またわが国の留保を他締約国が是認するか、といった問題がある。そこで後者の選択肢をとり、原賠法 3 条 1 項但書の改正により「異常に巨大な天災地変」を免責事由から削除することとすれば、「異常に巨大な天災地変」についても原賠法 16 条 1 項及び 2 項の適用を受け、損害賠償措置額を超える損害分が発生した場合には、国会の議決により「援助」が実施されることとなる。しかし、この「国の援助」は国の法律上の義務ではないとする説があることに留意する必要がある。つまり、損害の発生と「援助」の実施との間に政府当局の判断・裁量が入る余地があるのであり、原賠法 16 条 1 項に規定する「この法律の目的（原賠法 1 条の規定する「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発展」）を達成するため必要があると認めるとき」と判断されなければ、「援助」が実施されないというのである。これでは、原子力事業者に新たに巨大かつ不確実性の高いリスクを負担させることになるため、原賠法 16 条 1 項及び 2 項の改正等を通じて、その場合の損害に関しては、常に国による「援助」が実施されるようにする、とする例外的措置を設ける必要があるのではないだろうか。

ともあれ、「異常に巨大な天災地変」による原子力損害は、補償契約法 3 条の改正により、3 条各号に規定する「地震または噴火」「正常運転」「責任保険契約によってうめることができる原子力損害であってその発生の原因となった事実があった日から 10 年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの」等と並んで、補償契約によってカバーされることとなろうが、その補償料は、(1)で述べた見地からすれば政策的配慮から、政府が原子力事業者に対して追加的経済負担を強いることのないよう、据え置くべきであろう。

#### c. 少額賠償措置の位置づけについての相違

わが国の原子力損害賠償制度は、損害賠償措置額について原賠法 7 条 1 項で「政令で定める原子炉の運転等については、600 億円以内で政令で定める金額とする」と規定し、標準的な規模に達しない原子炉の運転等に関して、少額損害賠償措置をとることを認めている。

これに関して、改正ウィーン条約 7 条 1 項 (b) 及び補完的補償条約附属書 5 条 1 項 (b) は「本項 (a) に係らず、運営者の責任が無限である場合には、原子力施設またはそれに関連する核物質の性質及びそれらに起因する事故の予想される結果に鑑み、施設国は運営者の資金的保証をより少ない額に設定することができるが、いかなる場合にも設定される額は 500 万 SDR (約 8 億円) を下回ってはならず、かつ、施設国は保険その他の資金的保証の支払額が運営者に対して提起された原子力損害の賠償請求権を満足させるについて足りない場合に限り、本項 (a) にしたがって規定される限度 (3 億 SDR=約 487 億円) まで必要な資金を提供することにより、その賠償請求権の支払を確保するものとする」と規定している。

この要件を満たすためには、法的措置を講じる必要が生じ、少額賠償措置制度を維持したまま 600 億円までは原賠法 16 条改正により「国の援助」を義務化する、あるいは少額賠償措置制度を廃止し 600 億円の賠償措置額で統一する、といった措置が考えられる。

思うに、600 億円までの賠償支払いを「国の援助」の義務化を通じて担保することが、原子力事業者の損害賠償責任の履行は損害賠償措置のみによって確保されとする、わが国の原子力損害賠償制度における原則に抵触してしまう以上、少額賠償措置制度を維持することは困難である。なれば、わが国が改正ウィーン条約または補完的補償条約に批准・加入する場合には、少額賠償措置制度を廃止する必要があるだろう。

少額賠償措置制度廃止にあたり法的には、原賠法 7 条本体の改正を必要とせず、政令において少額賠償措置額が設定されている種類の原子炉の運転等にかかる賠償措置額を 600 億円へ引き上げる改正をするだけで対応が可能である。

ただし、賠償措置額の増加は、責任保険の保険料及び補償契約の補償料の引き上げを伴うが、やはり政策的な配慮から、事業者に対して追加的な経済負担をさせない措置をとるべきである。

d. 国内無限責任、国外有限責任とする相互主義と原賠諸条約の無差別適用原則との整合性

ウィーン条約 13 条（改正ウィーン条約 13 条 1 項も同文）によれば「この条約及びこの条約により適用される国内法は、国籍または住所による差別なく適用される」とされる。この「無差別適用原則」を貫くと、賠償責任に関し有限責任を採用している締約国において原子力事故が発生し、無限責任制度を採用するわが国に被害が及んだ場合、わが国の被害者は、当該責任限度額までの救済しか受けられないが、わが国の原子力事業者が事故を起こし、賠償責任に関し有限責任を採用している締約国に被害が及んだ場合には、当該国の被害者は金額的に無制限の救済を受けることが可能となり、被害者救済の観点から国単位で見た場合、原子力事業者の賠償責任額を制限していないわが国にとって、不平等な状況が生じる場合がある。

そこで、改正ウィーン条約では賠償責任に関する締約国間の相互性を確保する観点から、同等額の賠償責任を認める相互性が認められない国の領域等において被った原子力損害に関して、「無差別適用原則」の例外を規定した。

すなわち、改正ウィーン条約 13 条 2 項によれば「前項の規定にかかわらず、原子力損害賠償額が 1 億 5000 万 SDR を超えた場合に限り、事故時に領域内に原子力施設を有する国であって同等額の賠償責任を認める相互性が認められない国の領域またはその国が海洋に関する国際法にしたがって設定した海域において被った原子力損害に関して、施設国の国内法上、この条約の規定とは異なる定めをすることができる」とした。

この規定により、無限責任制度採用国内で事故が発生し、他国に原子力損害が及んだ場合であっても、有限責任制度採用国で発生した損害に関しては、原子力損害賠償額が 1 億 5000 万 SDR を超える場合に限り、国内法の規定の仕方如何により、原子力事業者は無限責任を負わなくともよい、とされる。

したがって、わが国が改正ウィーン条約を締結する場合には、諸外国における賠償責任額の動向を見極めた上で、わが国の領域外における原子力損害に関して原子力事業者の賠償責任額を制限する特則を原賠法に設けることの可能性について、他国の法令<sup>(66)</sup>や国内の他の法令等を踏まえて、さらに検討を行う必要がある。

### 3. 補完的補償条約批准・加入に関する特有の課題

厳しい賠償水準を規定する改正ウィーン条約への批准・加入を要件とはしておらず（それに相当する国内原子力責任制度が具備されてさえいれば良い）、「異常に巨大な天災地変」による原子力損害を事業者の免責事由として認めている、補完的補償条約のみを先行して締約する、という選択肢も、現実的な条約批准・加入のオプションとして検討されてよいのではなかろうか。

なぜならば、これによって、このコスト負担のあり方を巡って事業者と政府との間で最も利害が対立すると考えられる、「異常に巨大な天災地変」による原子力損害の取り扱いに関して、わが国は現行規定を維持することが可能となるからである。

もっとも、わが国が補完的補償条約のみを批准・加入することに関しては、課題も提起される。

第一に、補完的補償条約に批准・加入した場合には、わが国には多額の負担金の拠出が、原子力事故の際には求められることとなる。この負担を誰がどのような形で負うべきであるか<sup>(67)</sup>については、今後の検討を要すべき課題である。

第二に、補完的補償条約の国内適用の受け皿となる、原子力事故時の資金拠出国内法制の整備や基金利用時の賠償配分に係る法制の整備等、わが国が補完的補償条約に批准・加入する場合には、この他にも解決すべき課題は多い。

#### IV おわりに

以上のように、現状におけるわが国の原賠法が抱える問題（条約批准・加入をする場合は、そこに潜む問題を含む。）を洗い出し、被害者救済を確固たるものとすると同時に原子力事業の健全な発達を促進するという見地から検討を実施した。その検討内容及びそこから出てきた課題について以下のとおりまとめて述べておくこととする。

##### (1) 「原子力損害」の概念

被害者救済と原子力事業の健全な発達の両立を達成するという側面から「原子力損害」の概念について法律上明記しておかなければならないのではないかと。特に「原子力損害が何なのか」という定義に関して明示的・具体的に原賠法上規定しておく必要があるが、上述のとおり現在の原賠法はそのような規定が存在しない。そこが、現行法の抱える問題点といえるであろう。

##### (2) 原賠法と海外及び条約における原子力損害賠償制度

わが国の原賠法における損害賠償制度を検討する際、海外や条約における損害賠償制度が参考になる。しかし、原賠法が成立した背景が、アメリカやドイツのそれとは異なっていることも考えあわせて、これらの事例を参考にしていかなければならない。その中で、アメリカが採用している事業者間相互扶助制度やドイツが採用している事業者補償制度は、あくまで第2次損害賠償措置として第1次損害賠償措置の積み上げ分として規定されている。この点が日本の原賠法とは異なる部分であり、こういった制度を検討することも原賠法の目的である「被害者救済と原子力事業の健全な発達」の両立を維持する上で重要なのではないだろうか。今後、原子力事業を継続していくにあたって、なによりも重要視されなければならない

いことは、いかに原子力事業者が自己の有するであろう賠償責任をまっとうすることができるかということである。つまり、原子力事業者の賠償責任の十分な遂行をどう達成するかということである。そういう意味では、アメリカやドイツといった海外の原子力損害賠償法制度や条約の内容を検討することは有益であり、実際わが国においてもこれら類似の制度を導入することについては検討に値するであろう。

### (3) 新たな紛争処理体制の構築

実際に賠償に関する紛争が生じた場合、被害者救済及び原子力事業の健全な発達の両立のために紛争処理体制の構築が必要不可欠である。確かに原賠法には「審査会」の規定があり、紛争処理体制があるように見えるが、ほとんど機能していない状況にある。これを打破するために別に統一的・迅速・公正・中立的・専属的に賠償処理を行う紛争処理体制を設置することが必要であり、これが原子力事業者の賠償責任の十分な遂行にもつながってくると考えられる。しかし、このような紛争処理体制を設置するには、憲法で保護されている「裁判を受ける権利」等クリアしなければならない問題が山積していることも念頭においておかなければならない。

### (4) 国家の支援制度

国家の支援制度である「国の援助・国の措置」については、現在の原賠法でも規定されているが、これらの内容がいついかなる状況で発動されるのかという基準が明確でないという問題があげられる。そのため、「国の援助・国の措置」についての発動基準の明確化を打ち出していくことが望ましいが、その実現は実際には困難である。

そのため、どうすれば「国の援助・国の措置」が正当化（justify）できるかということを考える必要がある。それは、あくまで原子力事業者が損害賠償責任に対する自己の責任を十分に遂行したかどうかで決まるのではないだろうか。つまり、原子力事業者の賠償責任の十分な遂行の成否によって「国の援助・国の措置」の発動が左右されるといえるのである。そのため、「国の援助・国の措置」が発動されてもよいというレベルにまで損害賠償措置を講じておく必要があるのではないか。先にも述べたが、賠償責任を有する原子力事業者が自己の責任をまっとうしない限り、たとえ「国の援助・国の措置」が発動されたとしても批判的になると考えられる。

### (5) 原賠諸条約の批准・加入を検討する際に検討を要する課題

原賠諸条約の批准・加入を考える際、わが国の原賠法に絡む課題として、「原子力損害の定義の相違」、「異常に巨大な天災地変という免責事由の取扱」、「少額賠償措置制度の位置づけ」、「国内無限責任・国外有限責任を採用する相互主義と条約上規定される無差別適用原則

の整合性」という問題が浮き彫りになってくる。中でも特に問題となるのは、「原子力損害」の概念及び「国内無限責任・国外有限責任を採用する相互主義と条約上規定される無差別適用原則の整合性」であり、これらを明確にしなければならない。

特に補完的補償条約を批准・加入する際、基金の負担金について誰がするのかということは明確にされていない。そのため、国が負担するのか、もしくは原子力事業者が負担するのか、ということを明確に定めておく必要がある。ただし、一般的に条約の当事者となりうるのはあくまで国家であり、その権利義務の履行については国家が負担すべきではないかと考えられる。

---

(注)

- (1) 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度（改訂版第2刷）』（通商産業研究社，1995年），12頁参照。
- (2) 下山俊次「Ⅳ原子力」山本草二・塩野宏・奥平康弘・下山俊次『現代法学全集 54-未来社会と法』（筑摩書房，1975年）541頁，田邊朋行「アジア地域における原子力損害賠償枠組みの必要性とわが国制度が直面する課題」電力中央研究所報告・研究報告 Y01301(2002年)9頁参照。
- (3) 加害者が賠償すべき損害の範囲は，加害行為と相当因果関係に立つ損害であるとする考え方を相当因果関係説と呼んでいる。相当因果関係説は，抽象的にいえば，加害行為と損害の発生との間に原因・結果の関係（因果関係）があり，一般的にみても，そのような加害行為があれば同様な損害が発生する可能性があると考えられる場合には，その損害を賠償する責任がある，と考える理論である。かつて裁判所はこの説に拠らず，客観的に賠償すべき損害の範囲を決定していた。その後，考えを改め，大審院連合部大正 15 年 5 月 22 日判決以来，債務不履行による損害賠償の範囲を定めた民法 416 条を不法行為の場合に類推適用することを認め，加害行為の結果として通常生ずべき損害，及び，特別の事情に基づく損害であっても予見可能性があるときはこれを賠償すべきだ，と判断するにいたった。多数の学説もこれを支持している。

なお，田邊・前掲注（2）9-10 頁参照。原賠法は原子力損害の範囲に関して規定を設けず，その具体的内容の判断を民法不法行為法の法解釈に委ねてしまっており，原子力損害のうちどの種類・範囲の損害を重点的あるいは優先的に填補すべきであるか，政策的な判断はほとんど見られないとし，背景にはわが国の制度が原子力事業者の損害賠償責任を法的に無限責任としているという事実があるとする。

- (4) 改正ウィーン条約では，2 条において，原子力事故により生じたと証明された原子力損害について責任を負うとされている。そして，1 条 1 項（1）で原子力事故の定義を「原子力損害を引き起こす出来事または同一の原因による一連の出来事をいい，防止措置に関する限りにおいては

---

原子力損害を引き起こす重大かつ明白なおそれを生ぜしめる出来事または同一の原因による一連の出来事をいう」としているがこれは、改正ウィーン条約とともに 1997 年 9 月に採択された補完的補償条約の 1 条（i）に規定する原子力事故の定義と同一である。

一方、改正パリ条約では原子力事故を 1 条（a）（i）で「原子力損害を生ぜしめる一つの出来事または同じ原因による一連の出来事を意味する」とし、改正ウィーン条約では原子力事故の定義に含まれている「原子力損害を引き起こす重大で切迫した脅威を生み出す出来事」は、改正パリ条約 1 条（a）（ix）において「防止措置」の定義に挿入されている。これは、OECD の「パリ条約及びブラッセル補足条約の改正に関する改正参加国代表による説明的報告書」によれば、「原子力損害が引き起こされるという重大で切迫した脅威がある場合、本質的に締約国はその条約の下での補償の範囲を、原子力損害を防ぎ、あるいは最小化するためにとられる“防止措置”の費用にまで拡大することを望む」ことによるとしている。

なお、アメリカの P A 法でも一般的に、国内の原子力事故により国内外で発生させた原子力損害に法の適用があるとされている。

- (5) 科学技術庁原子力局・前掲注（1）147 頁参照。

「正常運転によって原子力損害が発生することは通常考えられないが、一般的にいつて、原子力については今後の研究等により新たな知見が得られることも予想され、現在の最高の知識をもって正常なものと考えていても、損害が発生する可能性を全面的には否定できないため、正常運転による原子力損害を政府補償契約で填補することとしている」と解説している。

- (6) 田邊・前掲注（2）12-13 頁参照。

- (7) 田邊・前掲注（2）99 頁参照。田邊氏によれば、三点目として「損害の内容に応じた賠償優先順位の策定等、原子力事業者の賠償措置及び賠償資力の有限性という現実を見据えた制度設計のあり方に資する」ことをあげる。

- (8) 下山・前掲注（2）545 頁参照。

- (9) 徳常泰之「原子力保険の機能と限界-JC0 臨界事故を中心に-」保険学雑誌 577 号 61-62 頁参照。

- (10) 淡路剛久『公害賠償の理論 [増補版]』（有斐閣，1978 年）35 頁以下参照。

- (11) 日本エネルギー法研究所『第 8 回 国際原子力法学会報告(1987 年 9 月 ベルギー王国アントワープ)』（1988 年）53-61 頁参照。アメリカ人 D.E. Jose との共同研究に基づくフランス人 J. Hebert のレポートによると、アメリカでは「民事責任に対する因果関係を確率論的にみる方式の適用が論議されており」、「問題となる危険にさらされていない対象集団に比べると、その危険にさらされている“集団”に肺癌が過度に発生しているという確証に基づき、原因となる要因（放射線）による誘発の確率を、肺癌と診断された人の個人的ケースに適用し、解決すること」を目的として、合衆国国立衛生研究所（以下、NIH と略す。）が「ある“集団”に関して認められた統計的結果が、当該集団の特定個人のケースに推定され、疫学的調査により明らかにされ

---

た原因の率を当該個人にも割り当てる“因果関係の確率論”（“probability of causation” 以下、P C と略す。）」を求める基本的公式を提唱しているとのことである。

N I H が提唱する P C を求める基本的公式とは、次のとおりである。

$$P C = (\text{特定の放射線危険に起因する危険}) / (\text{あらゆる原因による総合的危険})$$

(12) 日本エネルギー法研究所・前掲注 (11) 127-129 頁参照。ベルギー王国 Saint-Pierre 大学病院 Dr. M. Lafontaine のレポートによると、晩発性障害に関して、「疫学的手法による状況証拠から、確率論的症状の原因になり得る要素を見つけ出すことができる」とし、「確固たる立証責任の軽減を目的とする因果関係理論がいくつか提唱されており」「これらの因果関係理論の中には、等価条件理論、発症に寄与し、重要な役割を演じる原因をとらえるのに適切な原因論、事態に最も近因する原因をとらえることを目的とする主要原因の理論がある」とされる。

(13) 森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣，1987 年）300-301 頁参照。

(14) 下山・前掲注 (2) 545 頁参照。

(15) 大塚直「東海村臨界事故と損害賠償」ジュリスト 1186 号（2000 年）36-43 頁，田邊朋行「JCO 臨界事故の損害賠償（補償）処理の実際に見る自治体の役割と課題」電力中央研究所報告・研究報告 Y02012(2003 年) 2-3 頁参照。

(16) 原子力発電所からの放射能漏れで海が汚染されたことの心理的影響により、魚介類が売れなくなった場合、数値的には安全でも一定範囲で事故と因果関係があるとしたが、原告らの売上減との間には相当因果関係が認められないとした判例がある（名古屋高金沢支判平 1・5・17 判時 1322 号 99 頁）。判旨は次のとおり。

一．敦賀湾の浦底湾に放射能漏れが生じた場合、漏出量が数値的には安全でその旨公的発表がなされても、消費者が危険性を懸念し、敦賀湾産の魚介類を敬遠したくなる心理は一般に是認でき、それによる敦賀湾周辺の魚介類の売上減少による関係業者の損害は、一定の限度で放射能漏出事故と相当因果関係のある損害というべきである。

二．本件事故により敦賀の消費者が敦賀湾から遠く離れ放射能汚染が全く考えられない金沢産の魚までも敬遠し、金沢産の魚介類を取り扱う業者の売上高が減少したとしても、それは消費者の極めて主観的な心理状態が介在した結果であって、同一条件のもとで同様の状態になるとはいい難く、一般的に予見可能でもないから、本件事故と金沢産魚介類買い控えとの間には相当因果関係はないというべきである。

三．原子力発電所の運転ミスにより敦賀湾内の浦底湾に放射能漏れが生じたとしても、本件事故による汚染区域は浦底湾内に限られ、しかも魚介類についてはわずかにホンダワラ、ムラサキガイ、ナマコ、サザエに検出されたに過ぎず、その含有量も毎日食べ続けても人体に影響がない程極めて微量であるから、原告らの取り扱う金沢産の魚介類に放射能汚染が生じたことを理由とする損害賠償請求は認められない。

- 
- (17) 下山・前掲注(2) 539 頁参照。特定の原子力施設の事故により第三者責任を問われる可能性のある者は、通常複数存在することから、同一物件について賠償責任保険証券の需要が累積することが考えられ、保険者側としては、一物件についてその引受能力の最高額を提供するためにはこのような累積は避ける必要があった。
- (18) 田邊・前掲注(2) 3 頁参照。
- (19) 科学技術庁原子力局・前掲注(1) 21-22 頁参照。
- (20) 下山・前掲注(2) 542 頁参照。責任保険の免責事由としては、補償契約法 3 条において、地震・噴火・津波による原子力損害や原子炉施設の正常運転による原子力損害、事故発生後 10 年経過後の賠償請求があげられている。これらを補填する方法として補償契約という措置が講じられている。
- (21) 科学技術庁原子力局・前掲注(1) 73 頁参照。正確には、現金または有価証券の供託であって 600 億円または政令で定める金額を賠償にあてることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたものである。原賠法 12 条も参照。

<原賠法 12 条>

「損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局または地方法務局に、金銭または総理府令で定める有価証券によりするものとする。」

- (22) 下山・前掲注(2) 455 頁では、これを「公衆責任」と訳出しており、卯辰昇『現代原子力法の展開と法理論』(日本評論社、2002 年) 38 頁では、「公的責任」と訳出している。しかし、当検討会においてこの単語の訳出としては「第三者責任」のほうがよいとの判断があったため、ここでは「第三者責任」と表記することとする。
- (23) 改正 1954 年原子力法、P A 法の制定過程及び改正過程については、下山 前掲注(2) 442-446 頁、454-456 頁、高野正人・笹野浩司「アメリカの原子力損害賠償制度」日本エネルギー法研究所『諸外国の原子力損害賠償制度－原子力責任班報告書－』(1993 年) 164-173 頁参照。以後、P A 法の制定過程及び改正過程に関する個別の内容についてもこれらの文献を参照することとする。また、P A 法の個別の条文についてもこれらの文献を参照することとする。なお、2003 年において連邦議会内で P A 法改正について議論がなされており、賠償措置額である遡及保険料の引き上げなどについて現在検討されている。改正案は 2003 年エネルギー政策法案の一部として法案化され、2003 年 11 月 18 日下院通過したが、上院での可決に 60 票不足したため、2003 年 11 月 25 日に 2004 年への審議持ち越しが決定した。主な改正内容は、① P A 法を 2023 年までの 20 年間延長すること、② 遡及保険料を 1 原子力事故・1 原子炉当たり 9580 万ドルに引き上げること、③ 遡及保険料における年間の徴収限度額を 1000 万ドルから 1500 万ドルに引き上げるとともに、将来については物価上昇率を勘案して調整を行うこと、④ 出力 10~30 万キロワットのモジュール方式の原子炉を数基組み合わせる原子力発電所を構成する場合、それぞれ単独で P A 法を

---

適用するのではなく、全体を 1 基（最大出力を 130 万キロワット）として定義して適用すること、  
⑤DOE コントラクターに適用する合衆国領域外で生じた原子力事故に関して求められる第三者  
責任額に対する国家補償の 1 億ドルを 5 億ドルまで引き上げること、である。

(24) なお、P A 法 11 条 q 項但書は、「合衆国領域外で生じた原子力事故で、合衆国が所有かつ使用  
する、または合衆国との契約下にある原料物質、特殊核物質、もしくは副産物質に係わる事故」  
または「公海上で生じた原子力事故で、常設の生産施設または利用施設の運転に関連して使用さ  
れ、あるいは N R C の被許可者から他の被許可者への輸送中に合衆国領域外へ移転される核物質  
について生じた事故」についても「原子力事故」と規定している。

(25) 卯辰・前掲注（22）34 頁参照。

(26) 異常原子力事故の定義については、P A 法 11 条 j 項に定められている。この規定は、1965 年  
及び 1966 年 P A 法改正時に新たに設けられた。なぜなら、連邦政府が、原子力事故に各州の州  
法が適用されることにより法的不安定が生じることを懸念したためである。これによりある一定  
規模以上の原子力事故については、統一的な責任基準が定められたのである。

< P A 法 11 条 j 項 >

「異常原子力事故とは、施設外において、制限区域からの原料物質、特定核物質または副産物  
質の多量の流出もしくは散乱の原因となった事故、または、施設外の放射性レベルの原因とな  
った事故であって、原子力規制委員会もしくはエネルギー省長官のうち適当な者が重大なもの  
と決定し、かつ施設外の重大な、人に係る権利侵害または財産損害の原因となったもの、ある  
いは将来その原因となると原子力規制委員会もしくはエネルギー省長官のうち適当な者が決定  
したものである。…」

(27) なお、各州の不法行為による損害賠償請求訴訟では、原子力事業のような潜在的危険性を有す  
る事業を営む者に対しては、過失責任を修正した厳格責任原則によりその責任が判断されるのが  
一般的であり、この点での無過失責任原則との実質的差異はない。卯辰・前掲注（22）34 頁参照。

(28) 個別の責任限度額については、P A 法 170 条 e 項（1）に詳細に規定されている。

< P A 法 170 条 e 項（1） >

「(A) 大量の電気を生産し、かつ 10 万キロワット以上の電気出力を有するよう設計された施  
設の場合は、b 項に基づきかかる施設に要求される損害賠償措置の最大額（o 項（1）(E)  
に基づき課される割増金を加える）」

「(B) 長官が d 項に基づき補償契約を締結している契約者の場合は、b 項に基づき要求され  
る損害賠償措置の最大額、または、d 項（3）に基づき要求される補償及び損害賠償措置の額  
のいずれか大きい額、」

「(C) 本条に基づき損害賠償措置を維持することを要求される委員会のその他の全ての被許  
可者の場合は、

- 
- (i) 5億ドルに被許可者に要求される損害賠償措置の額を加えたもの、または
- (ii) 被許可者に要求される損害賠償措置の額が6000万ドルを超える場合は、5億6000万ドルまたは被許可者に要求される損害賠償措置の額のいずれか大きい額」
- (29) 改正1982年核廃棄物政策法に基づいて行われるDOE活動から生じる事故による損害は、PA法170条d項により核廃棄物基金からの資金によって填補されると規定されている。また、DOEとの補償契約が適用しうる合衆国領域外で生じた事故に関しては、PA法170条e項(4)によりDOEコントラクターに要求される賠償措置額の他に1億ドルを超えてはならないと規定されている。
- (30) その後、1975年改正時に責任保険の最大額は1億6000万ドルになり、2003年時には3億ドルまで増額されている。
- (31) 卯辰・前掲注(22)37頁参照。
- (32) 49 Fed. Reg. 11146(March 26, 1984). この中で、SFP基本保険証書及び保険添付証明書は、NRC被保険者が遡及保険料の支払いに対する責任能力があることに基づき期限や条件を制定しており、加えてNRC被保険者による不履行が発生した場合保険料の未払いに対する保険プールの責任を定めている。SFP基本保険証書は、遡及保険料が支払い可能であり、かつ、①遡及保険料不履行の場合保険会社の全体的な不確定責任を確立すること、②原子力事故を保険会社に通知する際NRC被保険者が従わなければならない要件を確立すること、③保険証書に対する保険会社による回収権を制定すること、④保険会社及びNRC被保険者双方に対する保険証書を無効にするために付加的な期限や条件を内包することに基づいて条件を定めているとある。
- また、NRCは、NRC規則140条21項において遡及保険料に関する支払いのNRC被許可者の保証の提出を求めている。
- (33) この点については、アメリカ合衆国のグラスゴー法律事務所に対して聴き取り調査を実施し、このような回答をいただいた。
- (34) 本章に関しては、全体を通じて、能見善久「ドイツ(旧西ドイツ)の原子力損害賠償制度」日本エネルギー法研究所『諸外国の原子力損害賠償制度－原子力責任班報告書－』(1993年)及びOECD/NEA, “Nuclear Legislation: Third Party Liability”, 1990を参照。
- また、2002年改正ドイツ法に関しては、Germany, Act on Peaceful Utilization of Atomic Energy and Protection Against its Hazards(Atomic Energy Act), Nuclear Law Bulletin, Supplement to No. 70(2002.12)OECD/NEAを参照。
- (35) Norbert Pelzer, 「原子力損害についての責任と損害賠償」金沢良雄編『日独比較原子力法－第1回日独原子力法シンポジウム－』(第一法規, 1980年)99-100頁を参照。
- (36) Pelzer・前掲注(35)101-102頁を参照。
- (37) 能見・前掲注(34)86-87頁, Pelzer, Bergrenzte und unbegrenzte Haftung in deutschen

---

Atomrecht, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-baden(1982) の第 3 部「規定制定の可能性」の一部である『ドイツ原子力法における有限及び無限責任』の訳出（日本エネルギー法研究所）を参照。

(38) パリ条約 3 条 a 項は以下のように規定する。

＜パリ条約 3 条 a 項＞

「原子力施設の運営者は、この条約にしたがって、次に掲げるもの以外の原子力損害に対して責任を負う。

i) 当該原子力施設自体及びその原子力施設があるサイトにおける建設中のものを含む他の原子力施設に対する原子力損害。

ii) このような原子力施設に関連して使用され、または使用されることとなっている同一サイト内にある財産に対する損害。

ただし、その責任は、このような損害が、第 4 条に別段の定めがある場合を除いて、その施設における原子力事故によって生ぜしめられたこと、または、その施設から発出された核物質が関係することの証明がなされたことを条件とする。」

(39) 能見・前掲注 (34) 85-86 頁参照。

(40) OECD/NEA・前掲注 (34) 108-109 頁を参照。

(41) 令 9 条 1 項 1 文については、以下のとおりである。

＜令 9 条 1 項 1 文＞

「通常填補額は、最大出力が 1000kW までの原子炉では 500 万ユーロ、1 万 kW までの 1000 kW を増すごとに 100 万ユーロ、1 万 kW を超える 1000 kW を増すごとに 250 万ユーロ増し、最高額は 25 億ユーロとする。」

したがって、100 万 kW 以上の原子力発電所の損害賠償措置額は、25 億ユーロとなる。

(42) 日本原子力保険プールへのヒアリング等を参照。

(43) 2002 年以前の仕組みについては、主として OECD/NEA・前掲注 (34) 113 頁を参照。

2002 年改正法による仕組みについては、Axel Vorwerk, “The 2002 Amendment to the German Atomic Energy Act Concerning the Phase out of Nuclear Power” の他、以下へのヒアリングを参照（海外電力調査会主席研究員弘山雅夫氏、日本原子力保険プール）。コミットメントに基づく資金的保証を実施するため、4 大電力は相互に連帯保証契約を締結しており、責任保険手当て額を超える原子力損害が発生すれば、コミットメントに基づく資金的保証が利用可能となるが、実際に賠償が支払われた後 4 社間で事後決済を行う。そこでは、責任を負うべき原子力発電所運営会社の親会社の資金力等が考慮されることとなる。

(44) 能見・前掲注 (34) 88-89 頁の他、ゲッティンゲン大学 Norbert Pelzer 教授、日本原子力保険プールへのヒアリングを参照。

(45) この点、Norbert Pelzer 教授は、国家補償の最高限度額を超える場合でも、原子力損害が 25

---

億ユーロに責任を負うべき事業者の資産の額を加えた額を超えるならば、国家的大災害のレベルに達したといえ、国家が憲法上の一般原則である国民の保護義務に基づき補償を行うべきであるとする（ただし、相当補償、一時補償でよいとする）。

(46) Norbert Pelzer 教授は、この見解に同意しつつも、どの請求が誰によって支払われるべきかという明確な境界は存在しないとする。

(47) ドイツ法 38 条は以下のとおり規定する。

＜ドイツ法 38 条＞

「この法律の適用範囲内で損害を受けた原子力事故による被害者が、損害発生の場合に適用されるパリ条約またはジョイント・プロトコルと結び付いたウィーン条約の他の締約国の法では、以下の理由で賠償を請求することができないときは、連邦は、国の免責義務の最高額まで補償を行う。

1. 原子力事故が、パリ条約またはジョイント・プロトコルと結び付いたウィーン条約の非締約国の主権地域で生じたこと。
2. 損害が、戦闘行為、敵対行為、内乱、暴動または異常かつ巨大な自然の事象に直接基づく原子力事故によって惹き起こされたこと。
3. 適用される法が、原子力事故が発生した時点で核物質の存在していた輸送手段に対する損害について責任を規定していないこと。
4. 適用される法が、原子力施設に存在しているその他の放射線源の電離性の放射により損害が惹き起こされた場合に、保有者の責任を規定していないこと。
5. 適用される法が、この法律より短い消滅時効または除斥期間を規定していること。
6. 損害の賠償のため提供される資金が、国の免責義務の最高額を下回っていること。

（２）連邦は、また、この法律の適用領域内で生じた損害に対して適用される外国の法または国際法的条約の規定が、賠償の種類、程度及び金額の点で、この法律の適用によって被害者に与えられるであろう損害賠償を著しく下回る請求権しか認めていない場合または有害事象が生じた国における訴求に成功する見通しが無い場合には、国の免責義務の最高額を限度として、補償を行う。」

(48) ドイツ法 15 条、32 条、40 条は以下のとおり規定する。

＜ドイツ法 15 条（填補準備による充足の順位）＞

「（１）填補準備の義務を負う原子力施設の運営者及び事故の被害者が原子力事故発生の時点において株式法第 18 条にいうコンツェルンを構成するコンツェルン企業である場合には、この被害者の法律上の賠償請求権の履行のために填補準備を用いることは、それによってその他の被害者の損害賠償請求権の充足が損われないときに限り許される。輸送手段の一部をなす原子炉も、第一段にいう原子力施設である。

---

(2) 原子力施設の近くの工業施設に損害が生じた場合には、その立地関係が原子力施設から生ずるエネルギーを生産過程に利用するのに役立っているときに、第1項第1段が準用される。

(3) 第1段及び第2段により、後順位で履行されるべき賠償請求権は、互いに同順位である。」

#### <ドイツ法 32 条（消滅時効）>

「(1) この章の規定に基づく損害賠償の請求権は、賠償権利者が損害及び賠償義務者を知った時点または知るべきであった時点から3年を経過したとき、またはその知・不知の如何を問わず加害事故から30年を経過したときは、時効によって消滅する。

(2) パリ条約の8条 b 項の場合には、第1項の30年の時効期間に代えて当該物質の盗難、紛失、投棄または放棄の時から20年の時効期間をもってする。

(3) 原子力事故から10年以内に原子力施設の保有者に対し人の死傷を理由として裁判上主張されたパリ条約に基づく請求権は、この期間が経過してから提起される請求権に優先する。

(4) 賠償義務者と賠償賠償権利者との間で支払われるべき損害賠償に関する交渉が未解決のときは、一方または他方が、この交渉の継続を拒否するまで、時効は停止する。

(5) その他の点に関しては、民法の消滅時効に関する規定が適用される。」

#### <ドイツ法 40 条（他の締約国にある原子力施設の保有者に対する訴）>

「(1) パリ条約の規定により、この法律の適用領域内にある裁判所がパリ条約の他の締約国に所在する原子力施設の運営者に対する損害賠償の訴えについて判決を下す管轄権をもつときは、施設の運営者の責任は、この法律の規定によって定められる。

(2) 次の事項については、第1項と異なり、原子力施設の所在する締約国の法によって定められる。

1. 何人が施設運営者とみなされるか。
2. 施設運営者の賠償義務がパリ条約の締約国でない国で生じた原子力損害にも及ぶか否か。
3. 施設運営者の責任が原子力施設のなかに存在しているその他の放射線源の放射線によって生ずる原子力損害に及ぶか否か。
4. 施設運営者の責任が原子力事故のとき核物質の存在していた輸送手段に対する損害に及ぶか否か、また、どのような範囲で及ぶか。
5. 施設運営者がどの程度の最高額について責任を負うか。
6. 施設運営者に対する請求権の期間がどれくらいで時効にかかるか、または除斥される

---

か。

7. パリ条約第9条の場合の原子力損害は賠償されるか否か、またどの程度賠償されるか。」

(49) 田邊・前掲注(15) 6-9頁参照。

(50) 実務上要請される課題については、田邊・前掲注(15) 6-8頁を参考に、検討会における議論を盛り込んで再構成した。

(51) 田邊・前掲注(15) 1頁参照。

(52) 石橋忠雄・大塚直・下山俊次・高橋滋・森島昭夫「[座談会] 原子力行政の現状と課題ー東海村臨界事故1年を契機として」ジュリスト 1186号(2000年)15-16頁下山発言、田邊・前掲注(15) 18, 21頁以下を参照。

(53) 科学技術庁原子力局・前掲注(1) 104頁参照。

(54) 星野英一「日本の原子力損害賠償制度」金沢編・前掲注(35) 95頁参照。

(55) このような事実及び指摘については、星野・前掲注(54) 94頁参照。また、下山・前掲注(2) 544-545頁も参照。

(56) 科学技術庁原子力局・前掲注(1) 104-105頁参照。

(57) 石橋他・前掲注(52) 18-19頁下山発言参照。

(58) ロシア議会は2005年3月ウィーン条約の批准を承認した。

(59) 補完的補償条約前文は以下のとおり規定する。

<補完的補償条約前文>

「この契約第1条(a)または(b)でいういずれの条約の締約国でもないこの条約の締約国は、この附属書に定められた規定が当該締約国内で直接的に適用されない場合には、その国内法が当該規定と適合するよう確保しなければならない。その領域において原子力施設を有しない締約国は、その国がこの条約に基づく義務の履行を可能にするについて必要な国内法のみを要求される。」

(60) 改正ウィーン条約及び補完的補償条約においては「原子力損害」に含まれる「環境汚染によって生じたのではない経済的損失であって管轄裁判所の民事責任に関する一般法で認められているもの」が、改正パリ条約では含まれていない。これは、OECDの「パリ条約及びブラッセル補足条約の改正に関する改正参加国代表による説明的報告書」によれば、「パリ条約の国々は、定義に含まれている他の損害に関する項目によって、この損害に関する項目がまだカバーされていないとは確信しなかっただけ」のことによる。もう一点の相違は、「原子力事故」と「防止措置」の定義の仕方である。

(61) 1989年設立。原子力発電事業者が相互に情報交換を行うことにより、原子力発電所の安全性を高めるための組織。チェルノブイリ原子力発電所事故発生により、東西の垣根を取り払った全世

---

界規模での情報交換の必要性から生まれた。事故、トラブル等を主とした報告、交換訪問、セミナー開催、相互支援等幅広い事業を行っている。

(62) 本章以降は、全体を通じて、田邊・前掲注(2) 48-117 頁を参照。

(63) 2004 年 2 月現在、改正パリ条約批准国は次の 15 ヶ国で全てヨーロッパ諸国である。

ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、イギリス。

なお、ブラッセル補足条約批准国は、改正パリ条約批准国のうちギリシャ、ポルトガル、トルコを除いた 12 ヶ国である。

(64) 改正ウィーン条約 7 条 1 項 (a) によれば、「運営者の責任が無限である場合には、施設国は責任を負うべき運営者の資金的保証の限度を設定することができるが、その限度額は 3 億 SDR を下回ってはならない。施設国は、資金的保証の支払額が運営者に対して提起された原子力損害の賠償請求権を満足させるについて足りない部分、ただし、本項の定める資金的保証の額を超えない範囲で、その請求権についての支払を確保しなければならない。」とし、原子力事業者の損害賠償措置額を 3 億 SDR 以上の任意の額に制限できるとともに、損害賠償請求額がここで設定された損害賠償措置額を上回る場合には、同措置額までその支払いを確保すれば足りる、とした。

(65) 例えば、メリットとして改正パリ条約は実質的に発展途上国の批准・加入を排除しているといえるが、ヨーロッパとの核燃料及び放射性廃棄物の輸送を考えた場合、13 条(c)「原子力事故が締約国の領域外で発生した場合、(中略)、もしくは原子力事故の場所が明確に決定できない場合には、それについての訴訟に関する裁判管轄権は、責任を負うべき運営者の原子力施設が領域内に設置されている締約国の裁判所にあるものとする」により、裁判管轄権が日本かヨーロッパになるという点で司法判断の予見可能性が高いということがあげられる。

(66) ドイツ原子力法 31 条において適用される相互主義の原則と原賠諸条約の無差別適用原則（例えば、パリ条約 14 条）との整合性について、ゲッティンゲン大学 Norbert Pelzer 教授は以下のとおり説明する。すなわち、無差別適用原則といっても他の締約国がドイツの被害者に同じ権利を付与している場合に限って、他の締約国の被害者に平等の取扱いを保障することを義務づけるのであり、他国で生じた損害について国際的に受け入れられ、よく知られた原則である ‘Do, ut des’（与えよ、さらば与えられん）の原則（相互主義の原則）を適用することに問題はないとする。すなわち、国際条約の締結はそれ自体が目的ではなく、他の締約国から便益を享受することを目的とするのであり、もしも他の締約国が無限責任を規定しないのであれば、ドイツは無限の賠償を支払わなければならないという義務を見出すことはできないとする。

(67) 負担の形態について日本原子力産業会議『平成 9 年度 越境損害の法的救済に関する調査報告書』（1998 年）34-36 頁参照。

---

同報告書によれば、原子力損害の賠償責任は、一時的には事業者がその損害賠償の責任を負うが、事業者の責任が不十分な場合にそれを補完する責任を国家が負うとする「補完責任」として考えられているとする。そして、補完的補償契約における「補完基金」の制度は国家が主体となって決められた国際的な枠組であるという要素が強く、国が基金の負担者とすることも十分可能であるという。その上で、原賠法が原子力事業者への責任集中を定めているのは、責任当事者の識別を容易にすることにより、被害者の迅速な救済を確保する目的からであり、しかれば、国または事業者が最終的に負担するとしても、一次的な基金の拠出者について一元的であることが望ましいとする。そして、負担の形態について、以下の三つに分けたうえで、一次的に負担した国または事業者が、負担すべき以上のものを負担している場合は、衡平の観点から真に負担すべき者へ求償できるものとする。

第一に日本が加害国の場合（例：日本で原子力事故が発生した場合）である。加害の原因となった事業者が負担すべきとの理由により、事業者の100%負担とする。

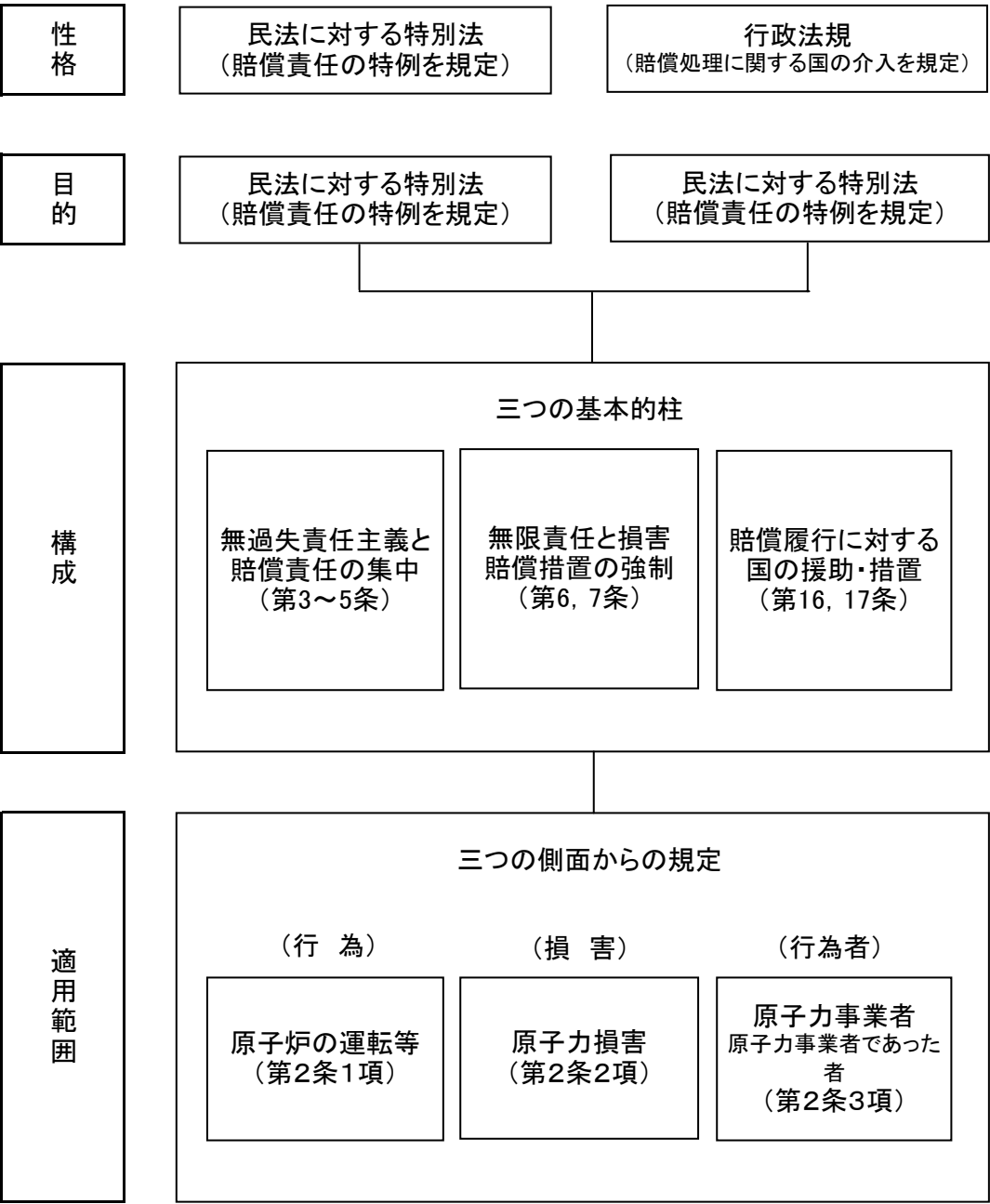
第二に日本が被害国の場合（例：韓国で原子力事故が発生し、日本が被害国の場合）である。日本の近隣諸国で原子力事故が発生して日本国民が被害者となった場合、基金制度がなければ国が行政の施策によって被害者の救済を図らなければならないところ、制度のおかげで日本国民が救済されるのだから、国が負担してもよいのではないかとこのことにより、国の100%負担とする。

第三に日本が加害国でも被害国でもない場合（例：欧州で原子力事故が発生し日本が加害国でも被害国でもない場合）である。日本が当該原子力事故の加害国でも被害国でもない場合に基金へ拠出するのは、賠償のための「国家間の枠組」の維持という側面と原子力発電に付随するコストとして必要であるという側面があり、事業者と国が平等に負担してもよいのではないかとこのことにより、事業者・国50%ずつの負担とする。

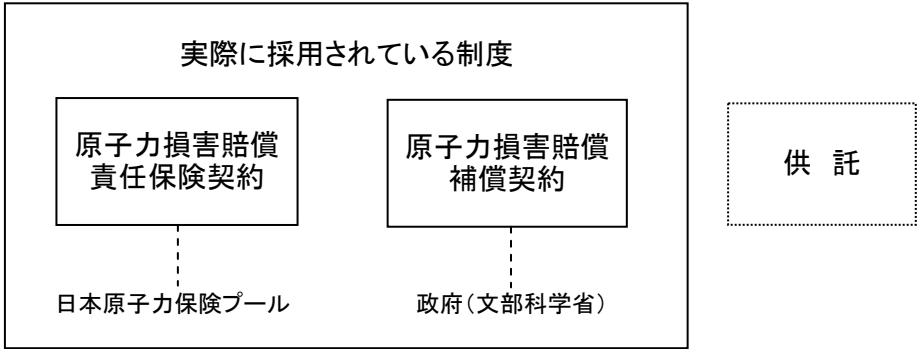
## 【 添 付 資 料 】

# 原 賠 法 と 損 害 賠 償 措 置

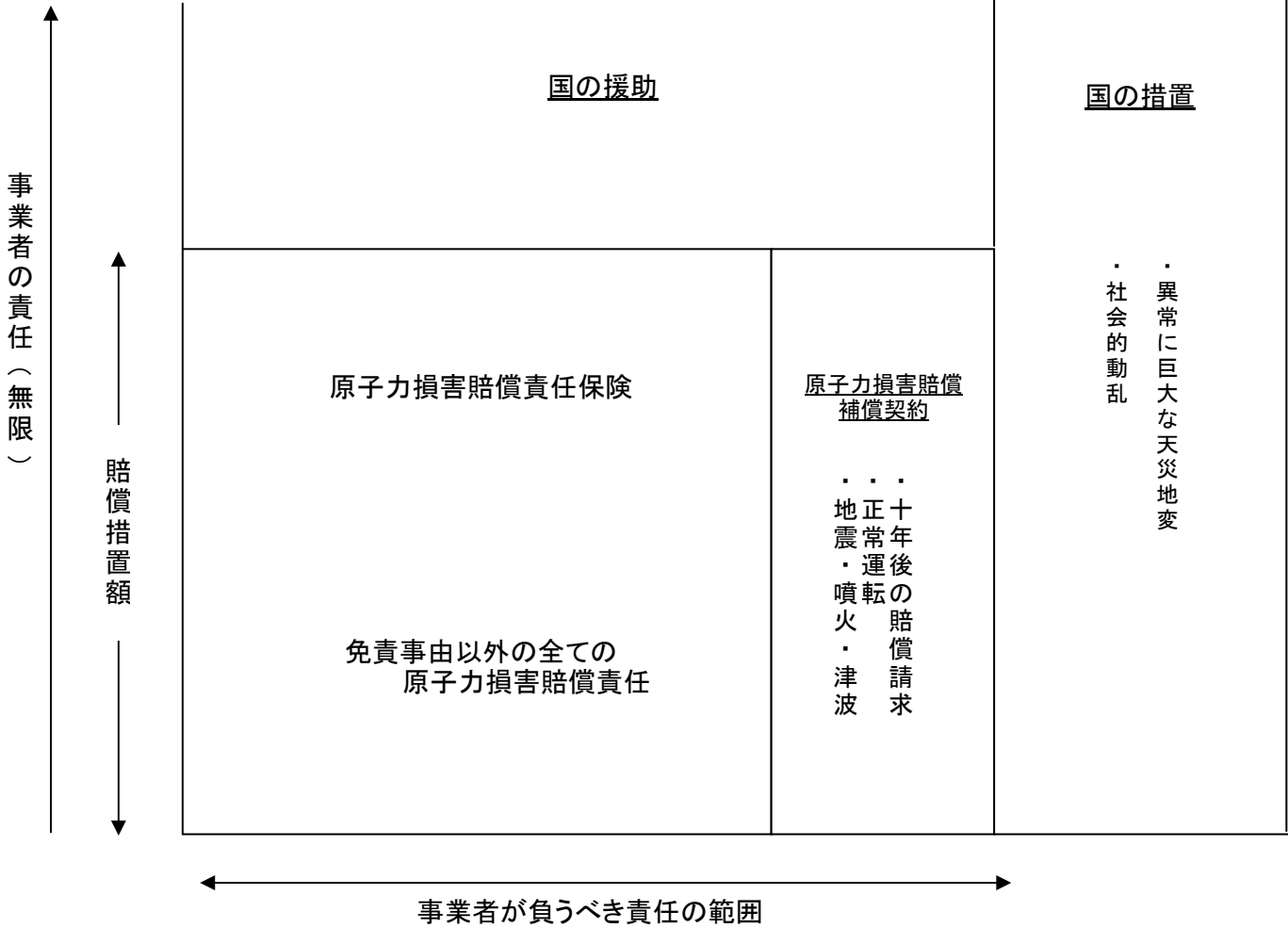
1. 原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)



2. 損害賠償措置(第6, 7条)



3. 事業者の責任と損害賠償措置



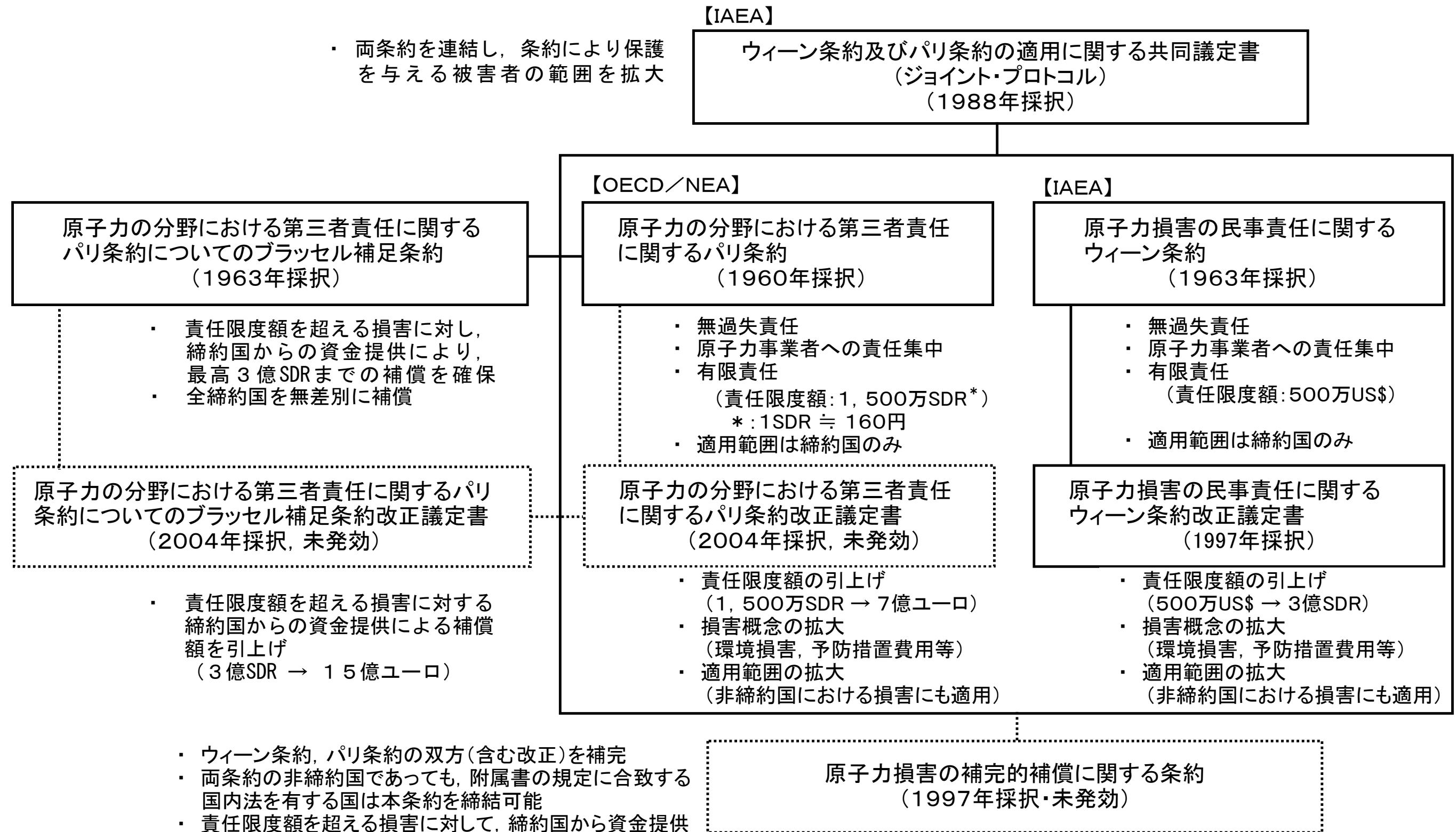
- (注) 1. 賠償措置額は原子炉の運転等の内容により金額が異なる(原賠法施行令第2条)。  
2. 賠償責任の額が、賠償措置額を超え、かつ、原賠法の目的を達成するため必要があると認めるときは、国会の議決により原子力事業者に対し国が必要な援助を行う(原賠法第16条)。  
3. 原賠法上原子力事業者が免責とされる損害(異常に巨大な天災地変または社会的動乱によって生じたもの)については、国が必要な措置を講ずる(原賠法第3, 17条)。

4. 損害賠償措置額(原賠法施行令第2条)

|                                                                         |       |
|-------------------------------------------------------------------------|-------|
| 原子炉の運転, 再処理                                                             | 600億円 |
| 加工・使用(プルトニウム, 高濃縮ウラン), 使用済核燃料の貯蔵, 廃棄事業(ガラス固化体廃棄物管理), 運搬(プルトニウム, 高濃縮ウラン) | 120億円 |
| 加工・使用(低濃縮ウラン), 廃棄事業(低レベル廃棄物), 運搬(低濃縮ウラン)                                | 20億円  |



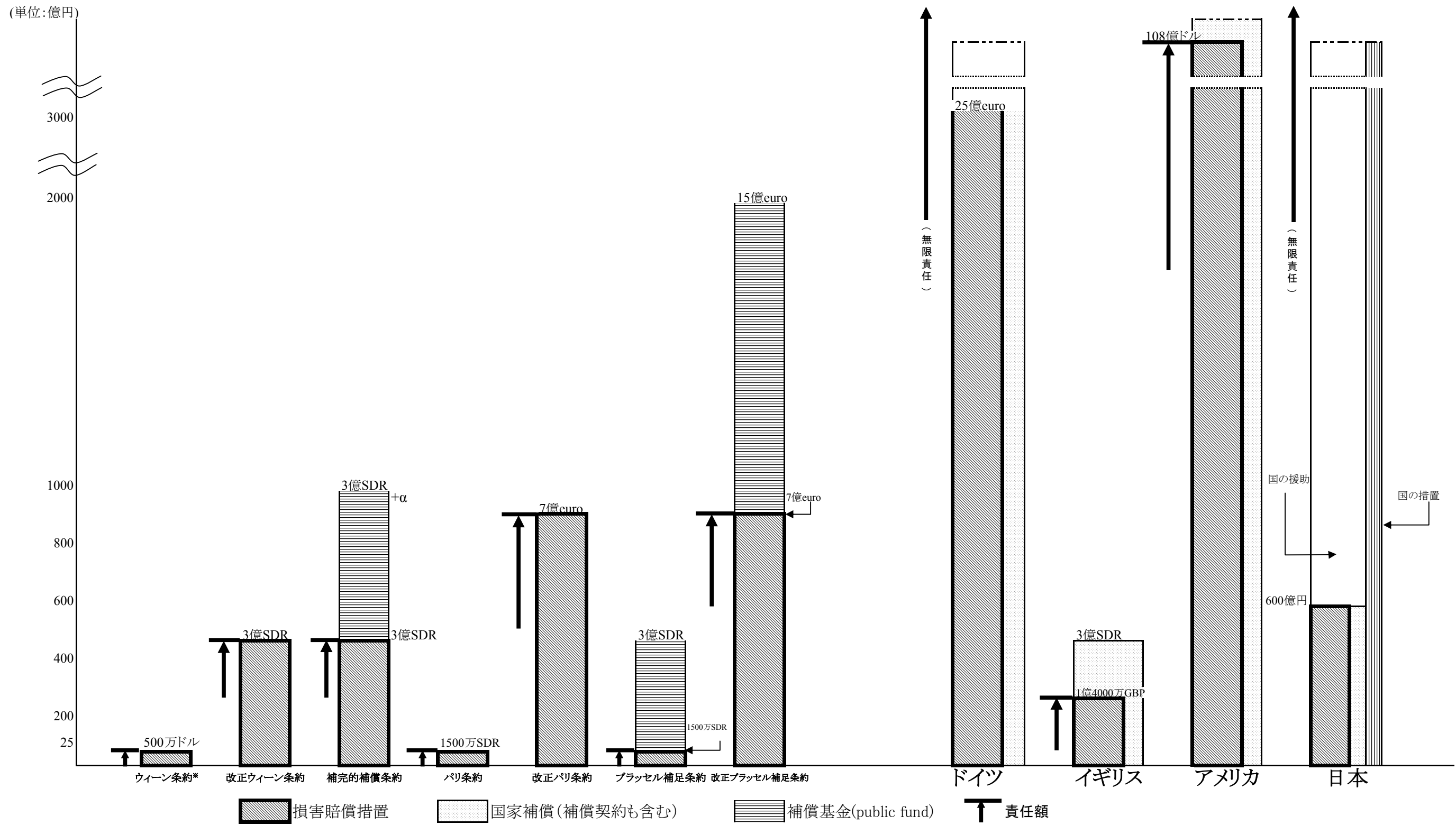
# 原子力損害賠償責任に係る国際条約に係る体系図



## 原子力損害賠償責任に係る国際条約の概要

| 項 目             |         | 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書<br>(改正ウィーン条約)                                                                                                                                     | 原子力損害の補完的補償に関する条約及び同附属書<br>(補完的補償条約及び同附属書)                                                                                                                                                                                                                                     | (参考) 我が国の「原子力損害の賠償に関する法律及び同施行令」<br>(原賠法及び同施行令)                                                                                                                                                                   |
|-----------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的             |         | ・ 原子力の特定の平和利用から生ずる損害に対し、財政的保護を提供するための最低限度の基準を設定し、各国憲法上及び法律上の制度の如何にかかわらず、各国間の友好的関係の発展に寄与すること。                                                                                | ・ ウィーン条約もしくはバリ条約（いずれも含む改正）を実施する国内法または条約附属書の規定に合致する国内法の下での原子力損害賠償体制を補完し、賠償額を拡大すること                                                                                                                                                                                              | ・ 被害者保護と原子力事業の健全な発達                                                                                                                                                                                              |
| 適用範囲            |         | ・ 非締約国の領域における原子力損害にも適用<br>・ ただし、原子力事故時においてその領域、または排他的経済水域に原子力施設を有し、かつ、当該事故時において同等の相互的な利益を提供していない非締約国で被った原子力損害に対しては、施設国の法令により、この条約の適用除外とすることができる。                            | ・ 基本的に締約国の領域内で生じた原子力損害に適用。<br>・ 非締約国の領域で生じた原子力損害には適用しない。                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 運 営 者 の 責 任     | 責任の性質   | ・ 無過失責任                                                                                                                                                                     | ・ 同 左                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・ 同 左                                                                                                                                                                                                            |
|                 | 責 任 集 中 | ・ 運営者への責任集中<br>・ ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。                                                                                                                    | ・ 同 左<br>・ 同 左                                                                                                                                                                                                                                                                 | ・ 同 左                                                                                                                                                                                                            |
|                 | 免 責 事 由 | ・ 武力紛争、敵対行為、内戦または反乱                                                                                                                                                         | ・ 同 左<br>・ 異常に巨大な天災地変（附属書適用の場合）                                                                                                                                                                                                                                                | ・ 社会的動乱<br>・ 同 左                                                                                                                                                                                                 |
|                 | 責 任 制 限 | ・ 有限責任（無限責任でも可）                                                                                                                                                             | ・ 同 左                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・ 無限責任                                                                                                                                                                                                           |
| 運 営 者 の 賠 償 措 置 | 金 額     | ・ 1事故当りの責任額限度額を3億SDR（約480億円）を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。<br>・ 1億5千万SDR（約240億円）を下回らない額（3億SDRまでの公的資金が国によって提供される場合）。<br>・ 1億5千万SDRを下回らない額(発効から15年間について、責任額の確保が困難な国を参加可能にするための配慮規定)。 | ・ 原子力損害が発生した場合、各国別の賠償措置額（最低3億SDR）に加えて、一定の算式に基づく各国の拠出により、基金が準備される。<br><br>【国別賠償措置額】<br>↳ 締約国が寄託機関に登録した3億SDR以上の額<br>↳ ただし、上記の賠償措置額は経過措置として、最長10年間、1億5千万SDR以上とすることもできる。<br><br>【補完基金：以下の合計金額】<br>↳ 施設国の原子力設備容量比例<br>原子炉熱出力1MW×300 SDR<br>↳ 上記（原子力設備容量比例）の10％<br>締約国の国連分担金負担率により配分 | ・ 原子炉の運転 600億円<br>・ 再処理 600億円<br>・ 加工・使用（プルトニウム、高濃縮ウラン） 120億円<br>・ 加工・使用（低濃縮ウラン） 20億円<br>・ 使用済燃料の貯蔵 120億円<br>・ 廃棄事業（ガラス固化体廃棄物管理） 120億円<br>・ 廃棄事業（低レベル廃棄物） 20億円<br>・ 運搬（プルトニウム、高濃縮ウラン） 120億円<br>・ 運搬（低濃縮ウラン） 20億円 |
|                 | 方 法     | ・ 保険その他の方法                                                                                                                                                                  | ・ 同 左                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・ 保険及び政府との補償契約、供託その他の方法                                                                                                                                                                                          |
| 国 家 補 償         |         | ・ 責任制限額と賠償措置額の差額を補償                                                                                                                                                         | ・ 同 左                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・ 賠償措置額を超える損害については、必要があれば国会の議決により政府が援助                                                                                                                                                                           |
| 賠償請求権の消滅        |         | ・ 死亡または身体の傷害は、原子力事故の日から30年<br>・ その他の損害は、原子力事故の日から10年                                                                                                                        | ・ 原子力事故の日から10年                                                                                                                                                                                                                                                                 | ・ 民法により、損害及び当該事故に対して責任がある者を知った時から3年。ただし、事故の日から20年                                                                                                                                                                |
| 裁 判 管 轄         |         | ・ 原則として、その領域で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属<br>・ 締約国の排他的経済水域で発生した原子力事故の裁判管轄を当該締約国に認める。<br>・ 非締約国の領域または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属                                                        | ・ 同 左<br><br>・ 同 左<br><br>・ 同 左                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                  |
| 現状及び発効要件        |         | ・ 2003（平成15）年発効                                                                                                                                                             | ・ 未発効<br>・ 発効要件：5か国の批准及び原子炉熱出力 4億kW以上                                                                                                                                                                                                                                          | ・ 1961（昭和36）年6月17日公布，1962（昭和37）年3月15日施行<br>・ 1999（平成11）年改正                                                                                                                                                       |

条約及び国内法において規定される責任額及び賠償措置額等一覧表



※ ウィーン条約における500万ドルは、当条約5条により金本位制を採用していたがその後の為替変動相場制に移行したため、移行当時の固定相場制の1ドル＝308円で計算した。その他の条約及び国内法における金額については、2005年3月の為替レートを参考にした。

(参考文献) 日本原子力産業会議『越境損害の法的救済に関する調査報告書』(平成11年)、原子力ポケットブック2004年



# 欧米・アジア諸国の原子力損害賠償制度の状況

|     |         | 制度の有無 | 賠償措置額               | 事業者の責任 | 条約の批准・加入       |
|-----|---------|-------|---------------------|--------|----------------|
| 欧米  | イギリス※   | 有     | 1億4000万ポンド≒280億円    | 有限責任   | パリ条約・ブラッセル補足条約 |
|     | フランス※   | 有     | 約9150万ユーロ≒128億円     | 有限責任   | パリ条約・ブラッセル補足条約 |
|     | ドイツ※    | 有     | 25億ユーロ≒3500億円       | 無限責任   | パリ条約・ブラッセル補足条約 |
|     | アメリカ※   | 有     | 約108億ドル***≒1兆1340億円 | 有限責任   | —              |
|     | オーストラリア | 無     | —                   | —      | —              |
| アジア | 中国※     | 無     | —                   | —      | —              |
|     | 韓国※     | 有     | 3億SDR***≒480億円      | 有限責任   | —              |
|     | 台湾※     | 有     | 42億元≒155億円          | 無限責任   | —              |
|     | インドネシア  | 有     | 9000億ルピア≒90億円       | 無限責任   | —              |
|     | マレーシア   | 有     | 5000万リンギット≒13.5億円   | 無限責任   | —              |
|     | タイ      | 無     | —                   | —      | —              |
|     | ベトナム    | 無     | —                   | —      | —              |
|     | フィリピン   | 有     | 約500万米ドル≒5.2億円      | 有限責任   | ウィーン条約         |
|     | 日本※     | 有     | 600億円***            | 無限責任   | —              |

(参考資料)「原子力損害賠償制度に関する調査報告書(平成13年度)」(株)三菱総合研究所  
「原子力ポケットブック2004年度版」(日本原子力産業会議)

- (注) 1. ※ : 商用原子力発電所を有している国  
2. ※※ : 少額賠償措置制度あり  
3. 為替レート: 2005年3月時点

---

---

原子力損害賠償法制主要課題検討会報告書  
—在り得べき原子力損害賠償システムについて—

2005 年 5 月

発行 日本エネルギー法研究所  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20  
田中山ビル7F  
TEL 03-3434-7701 (代)

本報告書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡下さい。

---

---

